

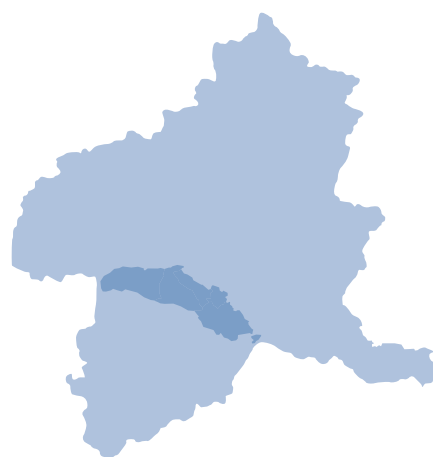
新市基本計画

人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が
調和する交流拠点都市 たかさき



HARUNA TAKASAKI

高崎市・榛名町合併協議会



人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が
調和する交流拠点都市 たかさき

新市基本計画

平成18年度～平成27年度



新市基本計画の策定にあたって



高崎市長

松浦 幸雄

合併後の新しい高崎市は、関東平野に広がる美しい大地や丘陵・山間地域の緑豊かな自然と水源などの、恵まれた自然環境をはじめ、それぞれの地域が大切に培ってきた歴史、文化、人材などの貴重な資源があります。

新しい高崎市は、これらの多様な資源と関東と上信越を結ぶ全国有数の交通拠点性をはじめとする都市機能、更には商工業のほか、観光や農林業などの活力ある産業を融合し、活用することによって、それぞれの地域の個性が輝き続けるまちづくりを進め、地域全体の継続的な発展を目指してまいります。

この新市基本計画は、安心・安全・快適な市民生活が将来にわたって末永く継承されるよう、平成18年度から平成27年度までの10年間を計画期間とし、まちづくりの方向性を示したものです。今後は、本計画に掲げる「人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が調和する交流拠点都市たかさき」を創造するため、34万市民と行政が協働し、本計画の着実な実行に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



榛名町長

富澤 素行

平成18年10月1日、高崎市と榛名町が合併します。この合併が実現するまでには、紆余曲折がありました。より良いまちづくりのためには市町村合併は欠かせないという住民の皆さんの判断により実現にいたりしました。

このほど、合併後の10年間のまちづくりの指針となる「新市基本計画」がここに策定されました。

この計画の位置図のページを見ると、東は埼玉県、西は長野県にまで連なる大きな市が誕生したことがわかります。面積は401平方km、人口は34万人という群馬県一のまちです。

市域には活気ある中心市街地や郊外の商業地の集積、大工場の立地、ベッドタウン、果樹・米麦や野菜の栽培される多彩な農地、広大な森林など多様な姿があり、1,000mを超える山々、湖、河川などの恵まれた自然があります。そして、農山村、市街地などさまざまな地域を舞台に、人々の活気ある暮らしが営まれています。

今後は、この新市基本計画を基礎に、市内のさまざまな地域に暮らす人々が力を合わせ、豊富な資源を有効に活用しながら、新たなまちづくりの施策を実行に移し、すばらしい高崎市を築いていこうではありませんか。

目次

第1章	序論	1
1.	合併の必要性	2
	(1) 日常生活圏の拡大	2
	(2) 広域的な視点に立った新しいまちづくり	2
	(3) 地方分権時代に対応した行政基盤の強化	2
	(4) 都市が自立可能な財政基盤の強化	2
	(5) 限りない地域の発展のために	2
2.	計画策定の方針	3
	(1) 計画の趣旨	3
	(2) 計画の対象区域	3
	(3) 計画の構成	3
	(4) 計画の期間	3
	(5) 市民のための計画	4
	(6) 総合計画等との関連	4
第2章	新市の概況	5
1.	位置と地勢	6
2.	面積	7
3.	人口	7
	(1) 人口と世帯	7
	(2) 年齢別人口	8
	(3) 就業人口	9
4.	産業	11
第3章	人口の見通し	13
1.	人口と世帯数の推計	14
2.	目標人口	15
第4章	新市建設の基本方針	17
1.	新市の将来像	18
2.	将来像実現のための基本方針及び施策の体系	19
3.	市民と行政の協働による市政の運営	22
	(1) 地域自治の確立	22
	(2) 市民自治の確立	22
4.	新市の土地利用	23
	(1) 土地利用の現状	23
	(2) 土地利用の方向	23
5.	ネットワークの形成	24

(1) 市民の一体感の醸成	24
(2) 公共施設のネットワーク化	24
(3) 交通体系の整備	24
(4) 公共交通機能の整備	24
(5) 観光資源のネットワーク化	24
(6) 電子自治体及び地域情報化の推進	25
(7) 学校施設の計画的な整備と児童・生徒の交流促進	25
(8) 地域防災体制の整備	25
6. 地域別整備の方針	26
(1) 高崎市	26
(2) 榛名町	36

第5章 新市の施策 39

1. 健康福祉(元気で安心して暮らせるまち)	40
2. 教育文化(個性と豊かな心を育むまち)	42
3. 環境安全(快適で安全なまち)	44
4. 産業流通(にぎわい活力あふれるまち)	46
5. 都市基盤(機能的で調和のとれたまち)	48
6. 自治運営(市民と築く明るいまち)	51

第6章 公共的施設の統合整備 55

第7章 新市における国・県事業の推進 57

1. 高崎市	58
2. 榛名町	59

第8章 財政計画 61

1. 基本方針	64
2. 基本的事項	64
3. 計画の概要	64
4. 個別推計基準等	65

資料 69

1. 合併協議等の経緯	70
2. 合併協議会の組織体系図	72
3. 合併協議会委員等名簿	73

合併協議会憲章

1. 住民合意に裏付けられた合併

合併は、今後将来にわたる住民サービスのあり方や住民負担の方向性を決定するものである。住民サービスや諸制度が創設された背景及び住民に対する影響等に十分配慮し、住民の視点に立った協議を行うことにより、住民の不安を払拭するとともに理解を深め、住民合意に裏付けられた合併を目指す。

2. 対等な立場にたった合併

それぞれの地域には、それぞれに歴史があり、文化があり、積み重ねられてきたまちづくりの実績がある。お互いにそれぞれの地域の立場を尊重し、認め合いながら、新しい市の建設という共通の目的のために対等な立場にたった合併を目指す。

3. 地域の特色を活かした合併

それぞれの地域には、恵まれた自然環境や地域に受け継がれてきた優れた伝統・文化がある。地域の財産や地域の独自性、地域に対する住民の思いを大切にし、将来に夢と希望が持てる地域の特色を活かした合併を目指す。

4. 地域の均衡ある発展を約束する合併

それぞれの地域には、地域との深い関わりをもつ経済活動があり、住民の営みがある。産業の育成に積極的に取り組むとともに、地域整備を進め、地域の均衡ある発展を約束する合併を目指す。

5. 住民自治に根ざした合併

それぞれの地域には、これまで地域を支えてきた住民の活動があり、エネルギーがある。地域住民と行政との協働により、住民の意思や自主性が尊重される住民自治に根ざした合併を目指す。

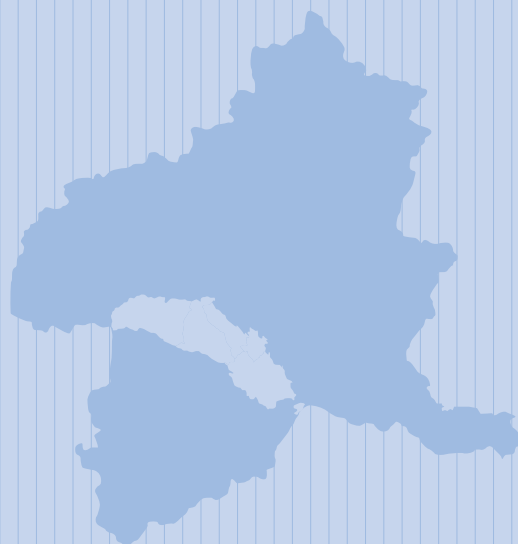
第1章

序論

1. 合併の必要性
2. 計画策定の方針



白衣観音(高崎市)



1. 合併の必要性

(1) 日常生活圏の拡大

道路交通網の整備や情報通信手段の発達に伴い、地域住民の生活行動圏域は、行政区域を越えて飛躍的に拡大しています。

このような中で、地域の実情と住民ニーズに即した公共サービスを効率的に提供し、地域全体の発展を支えていくためには、地域住民の生活圏域と行政区域を可能な限り合致させていくことが求められています。

また、こうした取り組みは、公共サービスの受益者と納税者の基盤を一致させることとなり、「自らのまちのあり方を住民が自ら決定していく」という「自治に関する自己決定」の観点からも重要であり、より住民の目線に立った地方自治への前進が期待されます。

(2) 広域的な視点に立った新しいまちづくり

多様化する住民ニーズに対応した行政サービスを推進していくためには、地域の多様な人材、文化、産業等の資源や自然環境等の特色を有機的に連携・活用した多様性ととんだまちづくりの視点が求められています。

(3) 地方分権時代に対応した行政基盤の強化

地方分権時代の中で今後更に権限、財源の移譲が進められ、地域間の競争がますます激しくなることが予想されます。

こうした中で、福祉や環境、教育等の住民に身近な課題に的確に対応できるサービス体制を確保していくためには、生活圏を共にする自治体の合併により、専門的な人材の確保や政策立案能力の向上等、地域全体の自治能力を高めていく必要があります。

(4) 都市が自立可能な財政基盤の強化

厳しい社会経済環境の中で、国からの財政支援の減少は避けられず、また、少子高齢社会における社会保障費の増大や納税人口比率の低下等、日本の社会システムが大きく変化する中で、地方自治体は今後一層困難な行財政運営を迫られるものと思われます。

このような中で、都市機能を充実させ住民福祉の向上を図っていくためには、効率的・合理的な行財政運営を推進するとともに、税収の安定的な確保等都市が自立できる強固な財政基盤を構築する必要があります。

(5) 限りない地域の発展のために

新市は人口34万人を抱える県内一の都市となり、高度の産業業務機能や都市機能の受け皿となり得る地域づくり、全国にも顔の見える都市づくりを推進し、その活力を新市の発展と市民サービスの向上につなげていくことが期待されています。

2. 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

合併は地域住民にとって重大な影響を及ぼすものであることから、住民に対してまちづくりの将来ビジョンを示していくことが求められると同時に、新市の行財政運営を行っていくうえでの基本的指針が必要です。

新市基本計画は、高崎市及び榛名町の合併後のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上を図るとともに、新市の均衡ある発展を目指します。

① 総合的な計画

ハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とします。

② 効果的な計画

新市において健全な財政運営が行われるよう、真に新市の発展に資する事業や施策を選び、効率的な行財政運営に裏付けられた着実な計画とします。

③ 一体性を確立する計画

旧市町意識を早期に解消し、地域の連帯感を醸成するため、市民交流を促進する計画とします。

④ 住民福祉を高める計画

地域全体のレベルアップを実現し、生活水準・文化水準を高める計画とします。

⑤ 均衡ある発展を実現する計画

両市町で策定している総合計画や新市建設計画等にも配慮し、それぞれの地域の特性が十分に発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かな対策を考慮した計画とします。

(2) 計画の対象区域

本計画の対象区域は、高崎市及び榛名町の全域とします。

(3) 計画の構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、その基本方針を実現するための根幹となる施策及び事業、公共施設の統合整備、財政計画等を中心に構成します。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。

(5) 市民のための計画

計画の内容については、社会経済情勢の変化や地域住民の意見を尊重した見直しを、必要に応じて行います。

(6) 総合計画等との関連

本計画は、両市町の総合計画等を尊重した計画とするとともに、合併後は、速やかに新市の総合計画策定に着手し、本計画の施策や事業等は新しい総合計画に位置付け、着実な推進を目指します。



■丘陵に広がる梅林(榛名町)

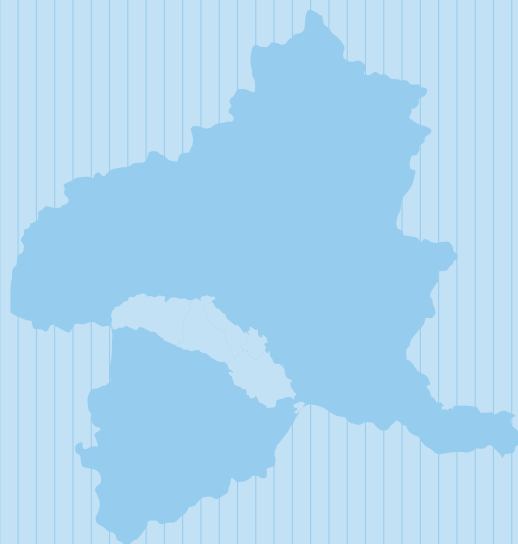
第2章

新市の概況

1. 位置と地勢
2. 面積
3. 人口
4. 産業



クラインガルテン(高崎市倉渕地域)



1. 位置と地勢

新市は、群馬県の中西部に位置し、東は前橋市、玉村町、西は安中市、長野県、南は藤岡市、吉井町、埼玉県、北は渋川市、北群馬郡、吾妻郡に接しています。また、日本列島の中では、ほぼ中央部にあり、東京へ約100km、新幹線で約50分という位置にあります。

古くから交通の要衝として発展し、現在は新幹線2路線、JR在来線5路線、私鉄1路線、高速自動車道2路線、そして国道4路線が集中する全国有数の内陸交通の拠点性を有しています。

地形は、南東から北西へと細長い形を成しており、南東部は関東平野の一部を形成する平坦地形である一方、北西部はゆるやかな丘陵地形や自然豊かな山々に囲まれた山間地形を有しています。

位置図



2. 面積

新市の面積は、401.01km²となり、群馬県の約6.3%を占めています。

土地の利用状況は、宅地が54.65km²(約13.6%)、農用地が78.70km²(約19.6%)、山林が102.58km²(約25.6%)を占めています。

■ 地目別面積【平成17年】

(単位:新市 km²、構成比 %)

	総面積	宅地	田	畑	池沼	山林	原野	雑種地	その他
新市	401.01	54.65	30.53	48.17	1.56	102.58	3.59	12.56	147.37
構成比	100.0	13.6	7.6	12.0	0.4	25.6	0.9	3.1	36.8

資料:総面積 国土交通省国土地理院、地目別 固定資産関係資料

3. 人口

(1) 人口と世帯

平成17年12月末現在の新市の人口合計は、340,190人です。これは、平成7年の国勢調査の新市人口合計329,901人と比べ、10,289人(約3.1%)の増加となっており、また、平成12年の国勢調査と比べても、6,570人(約2.0%)増加しています。

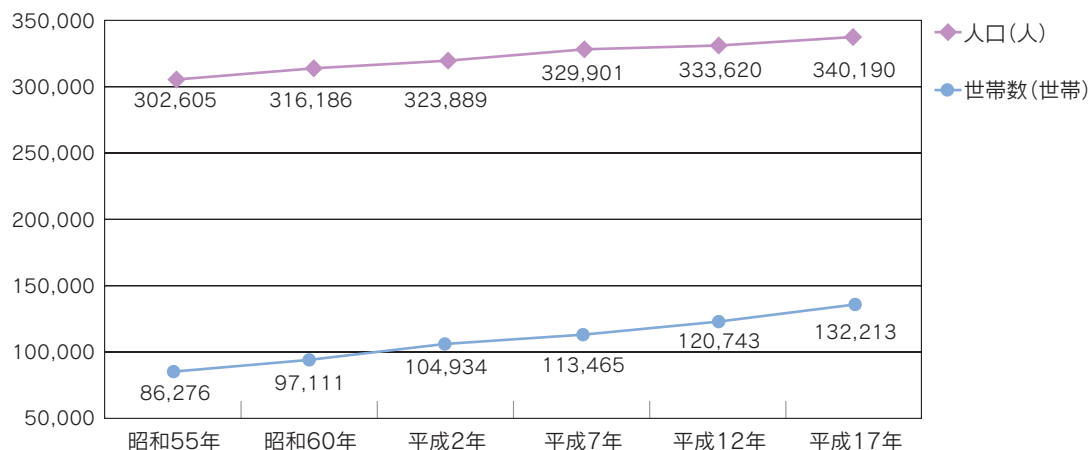
世帯数は平成17年12月末現在、132,213世帯で、平成12年と比べ11,470世帯増えており、人口増加や核家族化に伴う世帯数の増加が見られます。

■ 新市の人口と世帯数【平成17年12月】

	新市	高崎市	榛名町
人口	340,190 人	317,992 人	22,198 人
世帯数	132,213 世帯	124,730 世帯	7,483 世帯

資料:住民基本台帳

■ 新市の人口と世帯数の推移



資料:国勢調査(平成17年は住民基本台帳)

(2) 年齢別人口

年齢階層別人口を見ると、平成17年12月末現在の年少人口(0~14歳)の割合は14.5%で、平成12年の国勢調査の年少人口15.1%に比べ0.6ポイント減少しています。また、生産年齢人口(15~64歳)についても、67.7%から1.8ポイント減少し65.9%となっています。その一方で老年人口(65歳~)は、17.2%から2.4ポイント増加し19.6%となっており、少子高齢化の進行がはっきりとうかがわれます。

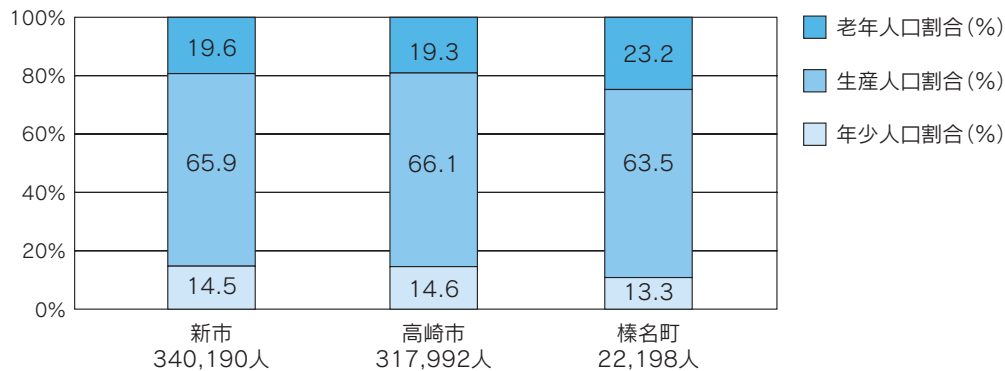
■ 新市の年齢別人口【平成17年12月】

(単位:人)

	新市	高崎市	榛名町
年少人口	49,436	46,481	2,955
生産人口	224,164	210,065	14,099
老年人口	66,590	61,446	5,144

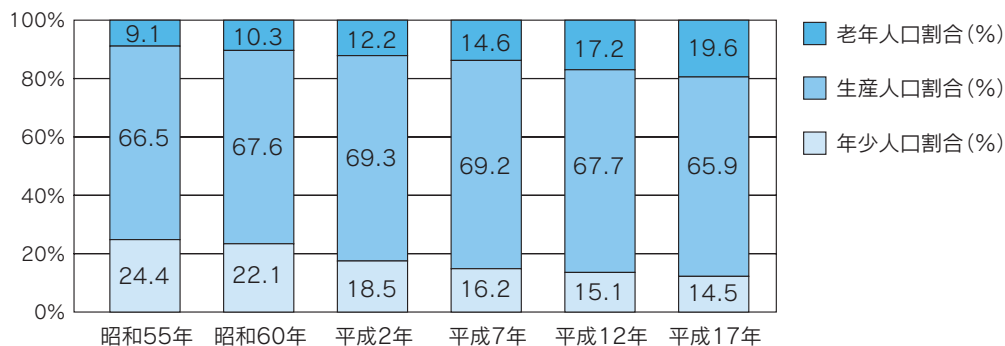
資料:住民基本台帳

■ 地域別年齢階層別人口割合【平成17年12月】



資料:住民基本台帳

■ 新市の年齢階層別人口割合の推移



資料:国勢調査(平成17年は住民基本台帳)

(3) 就業人口

平成12年現在の就業人口は、新市で167,277人です。内訳は、第1次産業（農業、林業等）が4.0%、第2次産業（建設業、製造業等）が31.1%、第3次産業（運輸業、小売業、金融業、サービス業等）が64.4%となっています。地域別に見ると、どちらの地域も第3次産業の比率が高くなっています。

推移を見ると、第1次、第2次産業では、近年の農工業離れの影響による従事者数の低下が見られます。その一方で第3次産業は、職種の多様化や第1次、第2次産業からの移行等により、増加の傾向にあります。就業人口全体では、昨今の経済情勢の影響を受け、平成7年から減少しています。

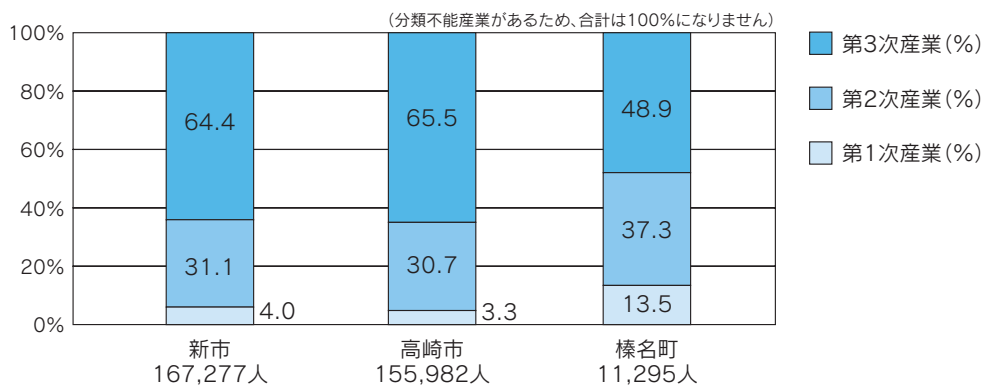
■ 就業人口と構成比【平成12年】

(単位: 上段 人、下段 %)

	新市	高崎市	榛名町
第1次産業	6,615	5,085	1,530
	4.0	3.3	13.5
第2次産業	52,082	47,874	4,208
	31.1	30.7	37.3
第3次産業	107,745	102,220	5,525
	64.4	65.5	48.9
分類不能	835	803	32
計	167,277	155,982	11,295

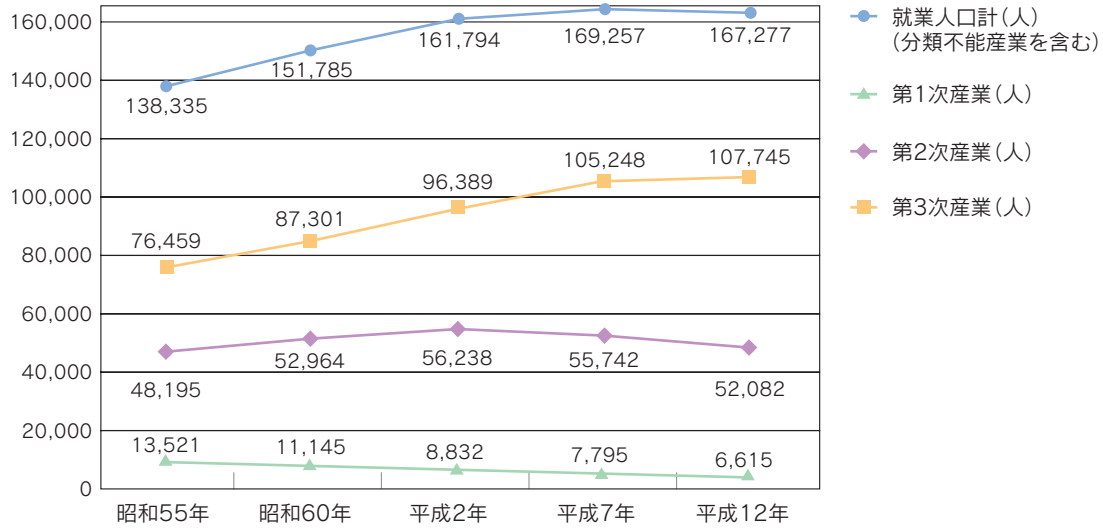
資料: 国勢調査

■ 地域別産業別人口割合【平成12年】



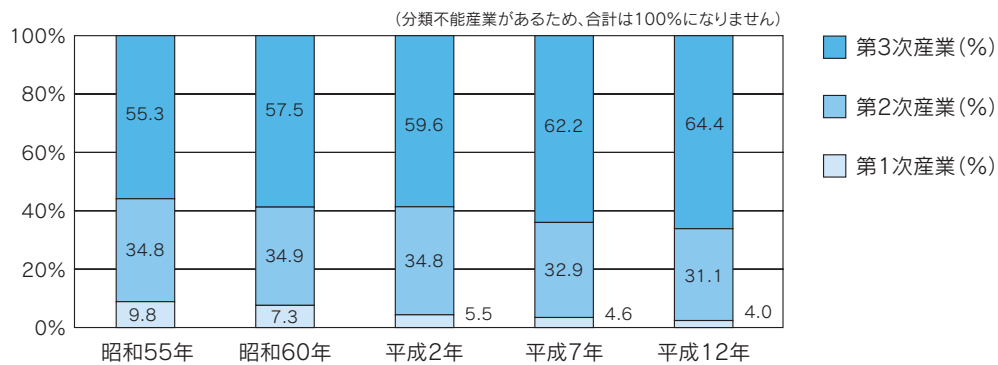
資料: 国勢調査

■ 新市の産業別人口の推移



資料:国勢調査

■ 新市の産業別人口割合の推移



資料:国勢調査



■ 旧鐘紡製糸工場(高崎市新町地域)

4. 産業

年間商品販売額(卸売業・小売業)は、平成16年現在、新市合計で約1兆3,962億円となっており、県全体の約23.1%を占めています。平成6年の販売額を1.0とした推移を見ると、平成16年は0.78であり、昨今の厳しい経済情勢を反映した結果となっています。

製造品出荷額等は、平成16年現在、新市合計で約7,510億円となっており、県全体の約9.9%を占めています。平成6年の出荷額を1.0とした推移を見ると、平成14年には0.69と、商業以上に経済停滞の影響を受け、工業生産力低下の傾向にありましたが、平成16年は0.73であり、回復の兆しが見られます。

農業産出額は、平成16年現在、新市合計で約174億円となっており、県全体の約7.6%を占めています。平成6年の産出額を1.0とした推移では、平成16年は0.74となっています。経済情勢だけでなく、農業従事者の高齢化や担い手不足等も大きく影響しているものと思われます。

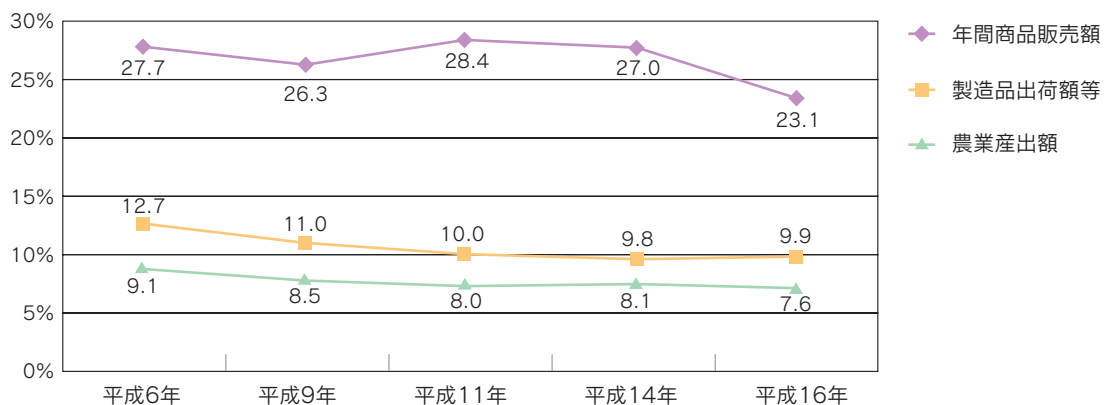
■ 新市の産業【平成16年】

(単位:百万円)

	新市	高崎市	榛名町	群馬県
年間商品販売額	1,396,184	1,379,037	17,147	6,045,598
製造品出荷額等	750,955	710,564	40,391	7,600,404
農業産出額	17,380	10,680	6,700	228,140

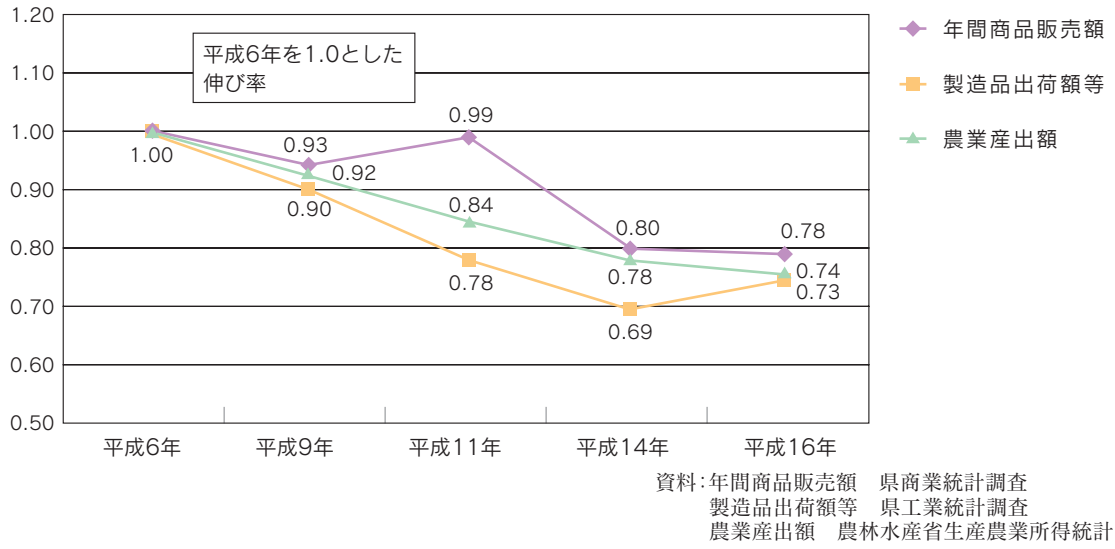
資料:年間商品販売額 県商業統計調査
製造品出荷額等 県工業統計調査
農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

■ 県全体における新市が占める割合の推移



資料:年間商品販売額 県商業統計調査
製造品出荷額等 県工業統計調査
農業産出額 農林水産省生産農業所得統計

■ 新市の産業の推移



■ 梅の選果場(榛名町)

第3章

人口の見通し

1. 人口と世帯数の推計
2. 目標人口



みさと芝桜公園(高崎市箕郷地域)



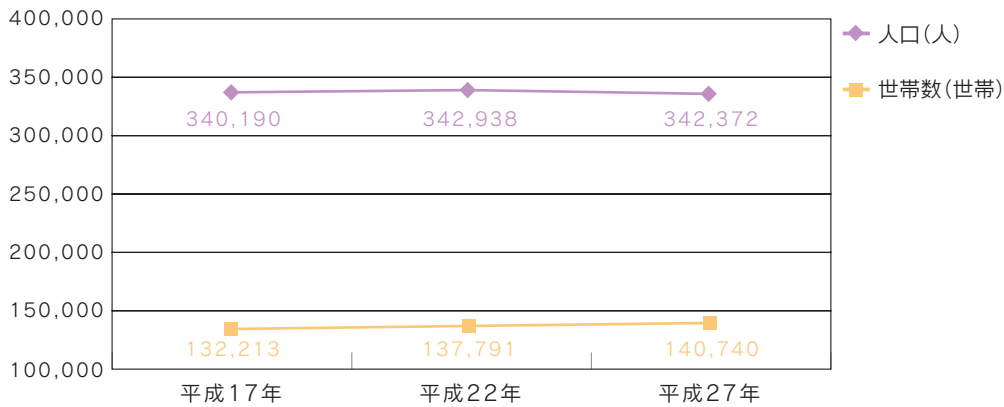
1. 人口と世帯数の推計

平成17年12月末の住民基本台帳人口を基礎とし、コーホート要因法^{*}により推計した新市の人口は、平成18年以降もゆるやかに増加を続け、平成22年から本計画の最終年度である平成27年までは、概ね342,000人から343,000人の間で推移すると見込まれます。

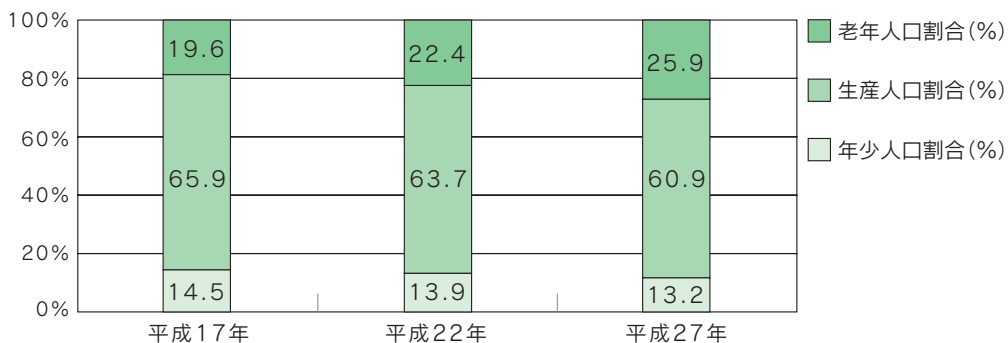
世帯数は、人口のゆるやかな増加とともに平均世帯人員の減少により、増加することが予想され、平成17年から平成27年までの10年間は、概ね132,000世帯から141,000世帯の間で推移すると見込まれます。

年齢階層別の人口推計は、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合が減少し、平成27年には、それぞれ13.2%、60.9%になることが予想されます。その一方で、平成27年の老年人口(65歳～)の割合は、25.9%と大きく増加し、高齢化が一層進行すると推測されます。

■ 新市の将来人口と世帯数の推計



■ 年齢階層別人口割合の推計



^{*}コーホート要因法 人口を男女年齢別に区分し、生残率や年齢別出生率などを使用して行う人口推計の手法

2. 目標人口

新市においては、新産業の創出や積極的な企業誘致、都市基盤整備による業務拠点機能の強化、地域資源を生かした農林業や観光産業の育成等に努めるとともに、医療・福祉制度の充実や快適な生活環境の整備など、魅力あるまちづくりを進めることにより流入人口及び定住人口の増加を目指しています。

また、良好な住宅団地の整備や宅地の供給を行い、定住人口の増加を目指しています。

新市の人口推計に当たっては、本計画の円滑な遂行に伴う社会的要因等を考慮し、平成27年における目標人口を360,000人とします。



■二子山古墳(高崎市群馬地域)

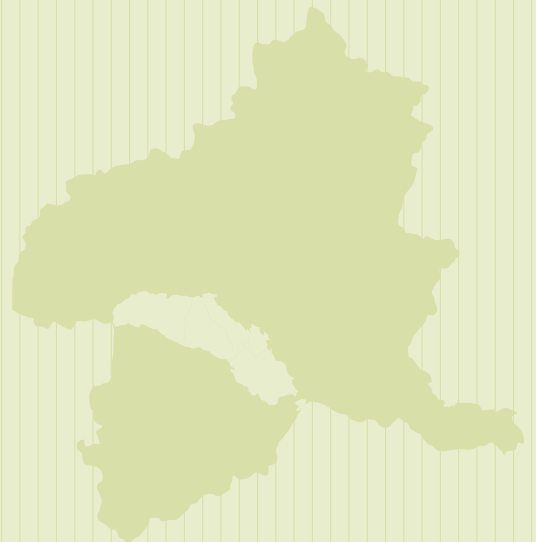
第4章

新市建設の 基本方針

1. 新市の将来像
2. 将来像実現のための基本方針及び施策の体系
3. 市民と行政の協働による市政の運営
4. 新市の土地利用
5. ネットワークの形成
6. 地域別整備の方針



八幡塚古墳(高崎市群馬地域)



1. 新市の将来像

新市は約401km²の面積を有し、人口では約34万人を抱える県内一の都市となり、産業業務機能や都市機能の進展が期待されます。

新市のまちづくりに当たっては、中核市への移行を速やかに進める等、更なる都市のステータス向上に努めるとともに、市民と行政のパートナーシップの下、これまで以上に市民の目線に立ったまちづくりやスピーディーな行政運営を目指します。

また、それぞれの地域が育んできた歴史や教育文化、産業、行政システムなどのさまざまな特性を合わせることによって、総合的な都市の活力を高めていきます。

そして、分権時代にふさわしい市民主体の地域自治を構築し、子どもからお年寄りまですべての市民が元気に活動する魅力のあるまちを目指します。

人が元気・人が輝く、 自然と歴史と文化が調和する交流拠点都市 たかさき

この目標を支える基本的な方向性として、5つの項目を掲げます。

■東京と日本海を結ぶ交流拠点都市

新市は、新幹線、高速自動車道、国道等が集中する、全国でも有数の交通の拠点性を有しています。現在整備が進められている北関東自動車道も平成22年度までには全線開通の予定であり、交通の要衝としての条件がますます高まることが期待されています。

この優位性を最大限に活用し、東京・太平洋と日本海の結節点として、また、北関東・上信越の拠点都市としての機能と役割を担う交流拠点都市を目指します。

■日本一の住みやすい生活安全都市

子どもからお年寄りまで、全ての市民が快適に安心して暮らせるように、医療や福祉、教育や文化、生活環境や都市基盤の各分野にわたり、バランスのとれた施策を推進するとともに、自然災害や犯罪等から生命や財産を守るため、地震・風水害に対する基盤整備や消防救急等の安全対策、防犯対策を充実します。

また、行政手続きや各種施設等の利用予約などを自宅や事務所からいつでもできるよう電子自治体化を推進し、市民生活の利便性の向上に努め、日本一住みやすい生活安全都市を目指します。

■人々が集い楽しむ芸術文化都市

新市には歴史的に貴重な史跡が数多く残っていると同時に、地域が育んできた文化、伝統行事も盛んに行なわれています。

地域独自の文化を継承・発展させるとともに、新市にふさわしい市民の一体感を醸成する市民文化活動を展開し、人々が集い楽しむ芸術文化都市を目指します。

■自然と共生する環境保全都市

地球温暖化、オゾン層破壊、砂漠乾燥化の進行等、地球規模で環境の悪化が進む中、自然環境に対する意識改革が求められています。

やすらぎをもたらす、ゆとりを与えてくれる水、緑等の保全に努めるとともに、市民がふれあうことのできる自然環境を充実させ、自然と共生する環境保全都市を目指します。

■ 地方主権と市民自治が確立された都市

社会の成熟化にともない、行政に対する市民ニーズの多様化・高度化や住民の参加意識が高まり、地域自ら考え、行動する、地方分権型の行政システムへの移行が着実に進展しています。

そして、国からの権限移譲は、将来さらに拡大することが予想され、自治体はこれまで以上に自主自立によるまちづくりを展開することが求められます。

情報公開を進め行政情報を市民と共有することにより、市民やNPO・企業との連携による市民主体のまちづくりを積極的に進め、地方主権と市民自治が確立された都市を目指します。

2. 将来像実現のための基本方針及び施策の体系

新市の将来像を実現するため、6つの基本方針を柱として、体系ごとに施策を展開し計画的なまちづくりを進めます。

(1) 健康福祉(元気で安心して暮らせるまち)

少子高齢社会が進行する中で、保健・福祉・医療施策や子育て支援策を充実し、誰もが健康で長寿を喜ぶことができるまちづくり、子どもを産み育てることに夢を持てるまちづくりを進めます。



(2) 教育文化(個性と豊かな心を育むまち)

市民一人ひとりの多様なライフスタイルに対応し、多くの選択肢が保障され生きがいを持って暮らすことのできる、感性あふれる文化的なまちづくりを進めるとともに、地域の歴史や文化の伝承に努め、郷土意識の高揚や新しい文化活動の芽を育みます。

また、子ども達が心身ともに健全でゆとりある学校生活をおくれるよう教育環境を充実します。



(3) 環境安全(快適で安全なまち)

自然環境と共生するという視点に立ち、まちづくりや生活様式に工夫を重ね循環型社会を目指すとともに、緑豊かな空間の整備や地域防災の強化など、安心・安全・快適なまちづくりを進めます。

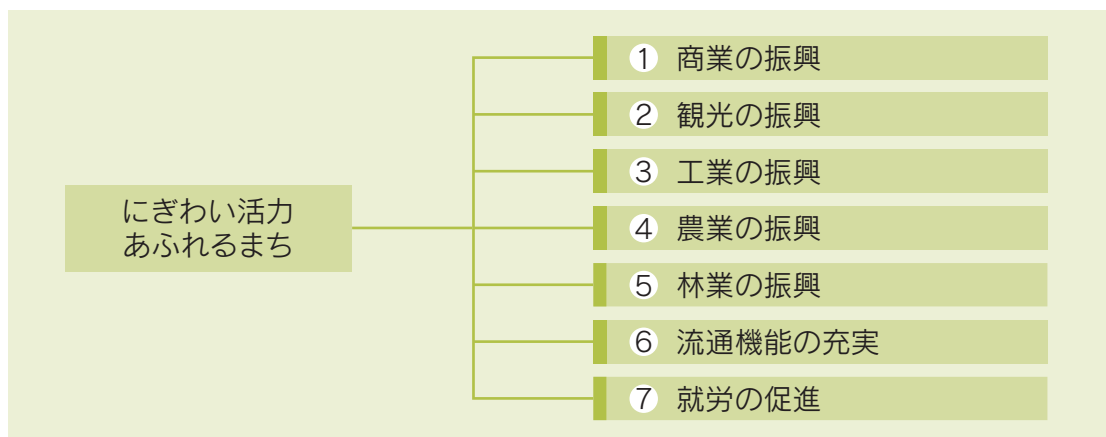


(4) 産業流通(にぎわい活力あふれるまち)

交流拠点性をさらに高め、その基盤整備を進め、蓄積してきた産業技術や情報、人材、都市の魅力を活用するとともに、新たな産業創出や起業を支援するなど、活力ある地域経済の実現を目指します。

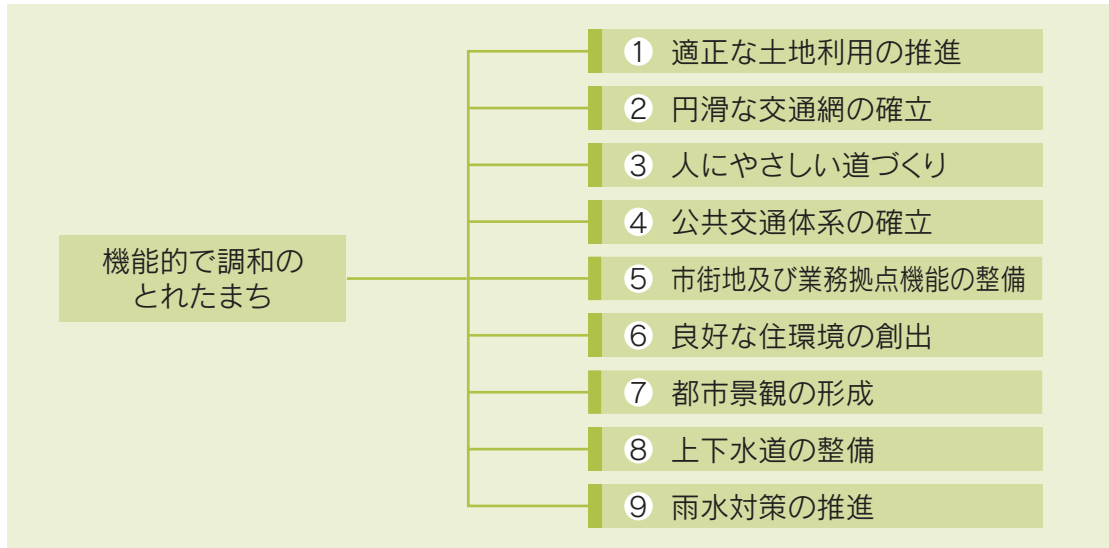
また、個性あふれる観光資源を活用するとともに、魅力を生かした体験型・目的型観光地づくりを推進し、首都圏や周辺各地からの誘客に努めます。

農林業では、農地や森林の持つ環境保全・水資源涵養などの多面的機能の維持に努めるとともに、農業基盤や生産体制の整備、農畜産物のブランド化、農業公社機能の充実、都市住民との交流による販路の拡大等を図り、生産性や収益性の向上を目指します。



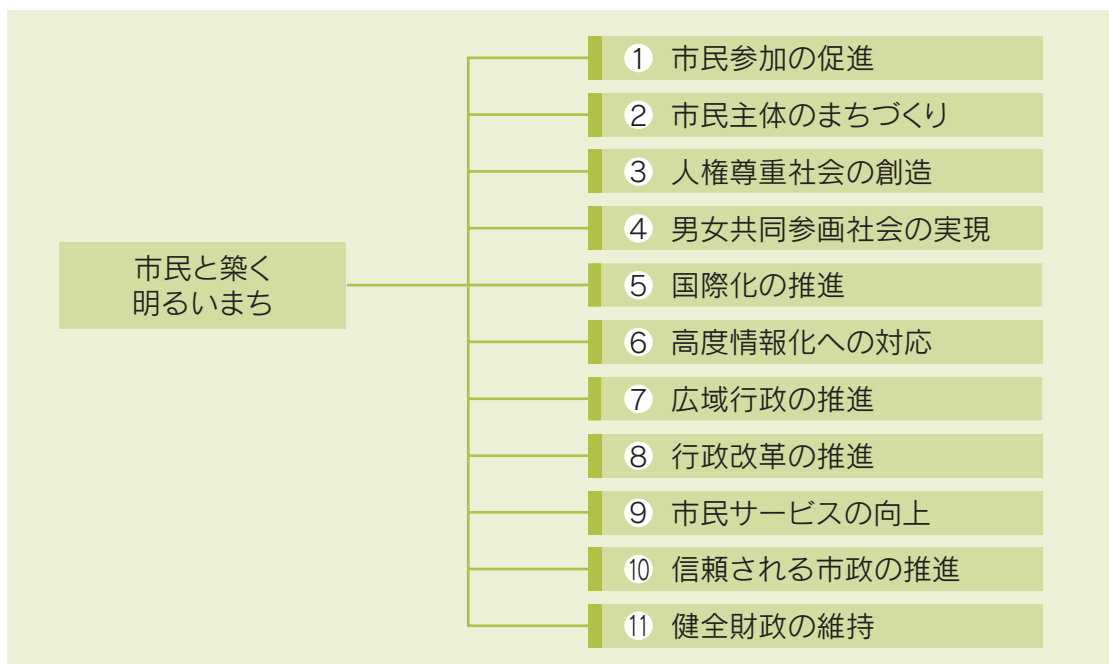
(5) 都市基盤（機能的で調和のとれたまち）

豊かな市民生活を築くための都市基盤整備は、まちづくりの基礎として重要であり、公共交通体系の確立や良好な住環境の整備など、子どもからお年寄りまで市民にやさしい都市環境づくりを進め、快適で利便性の高い安全なまちづくりを進めます。



(6) 自治運営（市民と築く明るいまち）

交流拠点性、開放性、国際性などを生かした個性豊かな地域社会の創造を目指して、地方分権による自己決定・自己責任の下に行財政改革を推進し、地域や市民の主体性を大切にしまちづくりを進めます。



3. 市民と行政の協働による市政の運営

地方分権時代を迎えた今、少子高齢化や環境問題などの地域が抱える様々な課題に対して、地域自らが主体的に対応していかなければなりません。

新市の市政運営に当たっては、市民ニーズを的確に捉え無駄のない効率的な施策を展開するための新たな仕組みづくりが必要であり、市民の主体的な参加と協力を得た、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりを進めていくためのシステムを構築します。

(1) 地域自治の確立

市町村合併や地域自治の強化を推進するため、地方自治法等の改正が行われるなど、地域自治の仕組みが大きく変わろうとしています。

これまでは、行政が市域全域の方針等を一元的に決定してきましたが、これからは、地域の適正な役割と権限の下、地域の自主性を尊重したまちづくりへとその意思決定の仕組みが変わりつつあります。

新市の建設に当たっては、こうした動きに敏感に対応しながら、新市にふさわしい地域自治を確立し、地域の特性や資源を最大限に活用するとともに、地域住民の意思や自主性を尊重したまちづくりを積極的に進めます。

(2) 市民自治の確立

市民主体のまちづくり、市民の目線に立ったまちづくりを目指して、「自治基本条例」や「まちづくり条例」等を制定する自治体が増えつつあります。

これらの条例は、市民参加、情報公開、協働参画、行政手続、住民投票などの市民自治の視点から、必要とされる政策や諸制度を体系化し明確にすることにより、市民自治の根拠とするとともに、市民の市政への参加を容易にするためのものです。

新市の建設に当たっては、住民福祉の向上や地域の一体性の確立、均衡ある発展を目指していくことが求められており、そのためには、市民と行政の協働による取り組みが不可欠です。

新市誕生に合わせ、全地域住民の参加の下に、自治基本条例の制定に着手し、新たな市民自治の仕組みづくりを目指します。

4. 新市の土地利用

(1) 土地利用の現状

高崎市及び榛名町での土地利用の状況は、地域の社会的・経済的状況や地域的特性、地理的条件等に適した運用が行なわれており、都市計画区域の指定の有無や「市街化区域」・「市街化調整区域」の区域区分の指定の状況等が異なります。

このため、合併に当たっては、こうした土地利用規制の違いについて調整を図るとともに、それぞれの地域に適したまちづくりを推進するため地域の個性や資源等を生かした土地利用のあり方を検討する必要があります。

■土地利用状況【平成18年1月】

	高崎市					榛名町
	高崎地域	倉渕地域	箕郷地域	群馬地域	新町地域	
都市計画区域	有	無	有	有	有	有
市街化区域・市街化調整区域の区域区分	有	無	無	有	有	無

(2) 土地利用の方向

新市の一体的かつ均衡ある発展を推進するためには、土地利用の速やかな調整が必要と思われませんが、地域の個性や資源を生かした整備や保全の継続性を確保するため、当面は土地利用規制の急激な変化を避け、各地域の土地利用体系を引き継ぐものとします。



■みさとの梅(高崎市箕郷地域)

5. ネットワークの形成

市域全体における多様な市民交流や行政サービスの均一化、統一的な安全対策等を確立することにより、新市の一体性を醸成するとともに地域の均衡ある発展を目指します。

(1) 市民の一体感の醸成

全地域住民の共同によるイベントの開催や、地域イベントへの相互参加等による交流を図るとともに、各種の市民団体の交流や統一的な活動を推進し、市民の一体感の醸成に努めます。

さらに、総合計画をはじめとする各種計画の策定や審議会委員への就任等、より多くの市民が新市の行政運営に参加することのできる市民参加の指針を定め、全地域の市民が一体となったまちづくりを推進します。

(2) 公共施設のネットワーク化

新市には、教育文化施設、福祉施設、歴史遺産等をはじめとする多くの公共施設があり、多様な活動が行なわれているとともに、今後も施設整備が計画されています。

これらの施設においては、それぞれの目的に沿った運営を行うとともに、施設間のネットワーク化による特色ある活動を行い、効果的・効率的な施設運営及び多様な市民ニーズへの対応に努めます。

本庁舎と支所とのネットワーク化に当たっては、地域住民の利便性の向上と各種サービスの向上に配慮した情報通信システムや運営体制の整備を行います。

(3) 交通体系の整備

国や県との連携の下、地域を結ぶ幹線道路の整備を推進し、交通網の有機的なネットワーク化を図り、市民活動や産業活動、生産活動等の一体性を高めます。

(4) 公共交通機能の整備

市内循環バスや乗合バス等の路線については、住民ニーズの調査や費用負担等の在り方、既存交通路線との整合性等を踏まえ見直しを行い、全地域の市民に利便性の高い公共交通網を整備し、新市における市民の交流機能を高めます。

(5) 観光資源のネットワーク化

新市には、榛名神社、箕輪城跡、上野国分寺跡、保渡田古墳群などの貴重な歴史遺産や温泉、清流、農産物など榛名山麓に広がる豊かな自然を背景とした数多くの観光資源が点在しています。多様化する観光ニーズに対応するため、ネットワーク化を推進し、多面的な魅力を持った観光都市を構築します。

(6) 電子自治体及び地域情報化の推進

新市の情報化推進に当たっては、公共施設や教育施設のネットワーク化及び行政手続の電子化等、住民サービスの質の向上と行政運営の効率化・簡素化を前提とした新たな高度情報化推進計画を策定し、効果的・効率的に電子自治体や地域情報化を進めます。

(7) 学校施設の計画的な整備と児童・生徒の交流促進

新市には74の小中学校がありますが、早急な改造・改築が必要な施設も多い状況です。健全な財政運営に配慮しつつ児童生徒の教育環境の向上と健全育成を図るため、校舎・体育館等の計画的な整備を推進します。

また、新市の将来を担う児童・生徒の新市への理解を深めるため、それぞれの地域の魅力や特性を活用した交流活動を推進します。

(8) 地域防災体制の整備

各種災害時において、広範囲な新市の地域内で正確かつ迅速な情報伝達が行えるよう、統一的な地域防災行政無線を整備します。

また、地域の自主防災組織や災害ボランティアの育成とともに、市民と行政や防災関係機関との連携を強化するなど、新市全体の防災体制を強化し市民の安全確保を図ります。



■わらび平森林公園(高崎市倉淵地域)

6. 地域別整備の方針

住民福祉の向上を図るとともに、地域の特性を生かしたまちづくりを目指し、地域別の整備方針の下に各種公共施設整備事業等を推進します。

(1) 高崎市

高崎市の地域別整備については、高崎地域合併協議会及び高崎市・箕郷町合併協議会で策定された新市建設計画の方針に基づき事業を推進します。

① 高崎地区（都市拠点ゾーン）

高崎地域は、全国でも有数の交通拠点性を有しており、古くから北関東随一の商業地域として栄え、発展してきました。

現在は政治、経済、教育、文化などの総合的な都市機能が集積した地域であり、今後とも、人、もの、情報、文化などの活発な交流の場として、中心的機能を担い続けることが重要です。

新市においては、より一層交流拠点性を意識し、諸機能の積極的な集積を進め、中核市の拠点にふさわしい広域的中心性を有する地域としての整備を推進します。

【重点事業】

● 医療保健センター建設事業（前期）

保健センター・準夜診療所・地域医療センター・歯科医療センター・保健所等の機能を併せ持った地域の保健医療の拠点施設を建設し、市民の健康と生命を守ります。

● 地域医療支援センター整備事業（前期）

国と協力して独立行政法人国立病院機構高崎病院の建替整備を進め、365日24時間いつでも受診・入院できる小児救急医療体制を整備します。

● 図書館建設事業（前期～後期）

老朽化した現在の図書館に代わる施設として、規模・機能・交通アクセス等、利用者の利便性を考慮した新図書館を整備します。

● 芸術・コンサートホール建設事業（後期）

老朽化した現在の音楽センターに代わる施設として、多様な芸術文化活動に対応できる機能を備えた芸術・コンサートホールを整備します。

● 東南部運動公園整備構想の推進（前期～後期）

多様なスポーツ施設を備えた総合運動公園の整備構想を推進します。

● 斎場建設事業（後期）

合併に伴う人口の増加等に対応するため、新斎場を建設します。

● 都市拠点の整備及び業務機能の強化(前期～後期)

高崎駅周辺の区画整理事業や道路整備事業を推進し、中核市の玄関口にふさわしい街並みと機能を整備するとともに業務機能の強化を図ります。

また、高崎操車場跡地周辺及び問屋町駅周辺は、複合機能が集積した都市拠点として位置付け、新産業の創出や企業誘致を可能とするビジネスパークの整備を進めます。

● 道路整備事業(前期～後期)

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保するため、高前幹線街路事業や問屋町駅前周辺道路整備事業等を推進します。

● 下水道整備事業(前期～後期)

快適な居住環境の確保と河川の水質保全を図るため、下水道施設の整備を推進します。

● 《県事業》県立西毛中核病院構想の推進(前期～後期)

西毛地域の地域医療や救急医療を確保するため、高度医療技術や特殊機能を有する総合的な中核病院構想の推進を要望します。

● 《国事業》国道17号高松立体整備事業

国道17号和田橋交差点の慢性的な交通渋滞を緩和するため、国に対して、高松立体整備の早期完成を要望します。



■高崎市役所周辺



■群馬交響楽団



■高崎まつり

② 倉渚地域(自然共生ゾーン)

倉渚地域は、烏川源流の清らかな水、角落山をはじめとする緑深い山々など、豊かな自然環境と美しい景観を持ち、倉渚地域を訪れる人々や住民の生活に潤いや安らぎを与えています。

現在は、少子高齢化が進んでいる状況ですが、これらの恵まれた自然環境・景観を保全しつつ、豊かな自然とふれあう機会をつくり、子どもからお年寄りまではつらつと過ごせる、魅力にあふれた環境づくりを推進します。

【重点事業】

● 介護老人福祉施設整備事業(前期)

特別養護老人ホーム、短期入所サービス、デイサービス等の機能を持った介護老人福祉施設の整備を推進し、地域福祉行政サービスの向上を図ります。

● 高齢者生活支援住宅整備事業(前期)

一人暮らし等の高齢者が、互いに支えあい自立した生活をおくれるように、高齢者向け共同住宅等を整備します。

● 小学校の統廃合整備事業(前期)

現在3校ある小学校について、地域の状況を踏まえ、統廃合を含めた対策を実施します。

● 合併浄化槽整備事業(前期～後期)

清流のある快適な居住環境を維持するため、合併処理浄化槽の普及を促進します。

● 小栗の里整備事業(前期～後期)

倉渚地域の貴重な歴史遺産である小栗上野介ゆかりの史跡等の整備を進める中で、地域文化の拠点となる施設を整備します。情報発信基地となる資料館や、集客力を高めるための美術品展示施設や道の駅の機能を持った施設も併せて整備を進めます。

● 農林業生産振興事業(前期～後期)

農業の生産性を高めるためビニールハウス等の生産基盤の充実を図るとともに、農地の多面的機能を確保する観点から、国や県と連携し耕作条件の悪い中山間地域の生産活動を支援します。また、清らかな水を育む地域として、特に水源涵養機能を持つ山林の育成整備を実施します。

● 住宅供給事業(前期)

倉渚地域の世帯分離者やU・I・Jターン者のために、居住希望者のニーズにあった住宅供給対策を実施します。

● 道路整備事業(前期～後期)

産業の振興、通勤・通学条件の改善のために、幹線道路網の整備を県に要望するとともに、安全で快適な生活道と効率的な農道・林道の整備を推進します。

●大規模開発跡地整備構想の推進(前期～後期)

開発造成段階で中断されたゴルフ場造成跡地については、環境の保全と有効活用を図るため、市民と行政の連携により、豊かな自然環境を生かした整備を推進します。

●烏川橋改修(石津・本丸線)事業(前期)

烏川に架かる国道406号への接続橋で、県道を結ぶ地域の重要な路線にあり、また通学路であるため、安全で快適な生活道路として整備を推進します。

●《県事業》国道406号道路改良事業

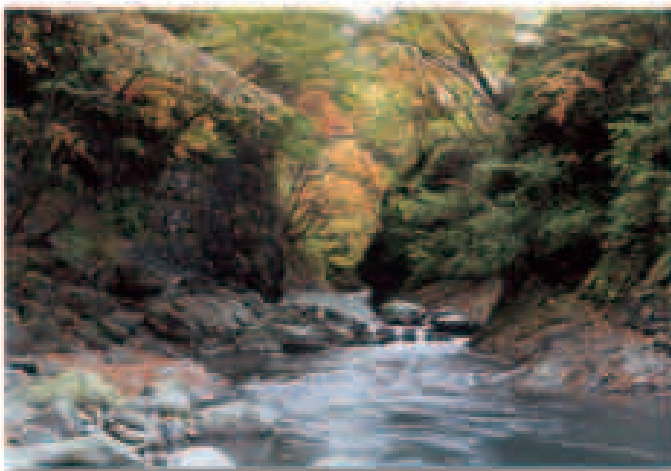
地域の基幹道路である国道406号の役割を充実するため、安全な交通に支障がある未改良地区の整備を要望します。

●《県事業》主要地方道渋川松井田線道路改良事業

通勤、通学道路として重要である幹線道路として、主要地方道渋川松井田線の整備を要望します。

●《県事業》ふるさと農道緊急整備事業(榛名地区)

榛名南麓地域の活性化や広域観光の促進のため、基幹農道の早期整備を要望します。



■紅葉の烏川渓谷



■小栗上野介公の胸像



■くらぶち相間川温泉(ふれあい館)

③ 箕郷地域（歴史田園ゾーン）

箕郷地域は、榛名山南麓の緩傾斜地帯に位置し、戦国時代には西毛を統括した長野氏の箕輪城の城下町として栄え、近年は、梅の生産など農業を中心として発展する一方、高崎の郊外住宅地として宅地開発が進み、人口の増加が続いています。

榛名山麓の豊かな自然や国指定史跡の箕輪城跡、約300haの箕郷梅林などの地域資源を活用し、活気と賑わいのある里づくりを進めるとともに、都市化の進展にあわせた基盤整備を行い、利便性の高い快適な生活環境を創出します。

【重点事業】

● 箕輪城跡整備事業（前期～後期）

国指定史跡である箕輪城跡の恒久的な保存管理と積極的な活用を図るため、公有地化を継続するとともに、史跡公園としての整備を推進します。

● 旧下田邸書院及び庭園修復事業（後期）

県重要文化財である旧下田邸書院及び庭園の修復・保存整備を行ないます。

● 観光施設整備事業（前期）

地域の貴重な観光資源である「みさと芝桜公園」や「鳴沢湖」の環境整備を推進し、地域活性化の拠点とします。

● 農業生産振興事業（前期～後期）

箕郷ブランドの農畜産物加工の促進や観光果樹園・体験農場などの観光農業への展開を推進します。

● 保育園整備事業（前期～後期）

安心した環境の中で充実した保育を行えるよう、老朽化が著しい保育園の整備を推進します。

● 住宅団地造成事業（前期）

計画的な住宅地の開発整備を推進します。

● 道路整備事業（前期～後期）

県道箕郷板鼻バイパス交差点以北の榛名白川線を整備し、箕郷地域西部の活性化を誘導します。

また、防衛車両等の通行による住民生活への障害を緩和するため、東明屋地内から松原地内にかけて新たに道路を整備します。

● 橋梁架替整備事業(後期)

白川橋、天神橋は車郷地区と箕輪地区を結ぶ重要な橋梁であり、自動車のスムーズな通行と歩行者等の安全を確保するため、自転車歩行者道を附帯した新しい橋梁に架け替えます。

● 下水道整備事業(前期～後期)

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

● 道路整備構想の推進(前期～後期)

県道高崎榛名吾妻線及び榛名山箕輪線は、榛名山を經由する道路で、地域振興の鍵を握る路線であるとともに生活路線でもあるため、一部歩道付き2車線化の構想を推進します。

● 《県事業》広域農道榛名フルーツライン整備事業 (広域営農団地農道整備事業榛名山南麓地区)

地域の基幹産業である農業の振興を図るため、農産物流通の大幅な改善が期待される広域営農団地農道整備事業について、1期分2.6kmの整備に引き続き、残り1.8kmの整備を要望します。



■ 矢原宿



■ 梅の花



■ 旧下田邸書院と庭園

④ 群馬地域（歴史文化ゾーン）

群馬地域は、保渡田古墳群や三ツ寺Ⅰ遺跡、上野国分寺跡などの存在が示すように、古代には上毛野の中心に位置していました。また、近代の歌壇と詩壇に不朽の足跡をしるす土屋文明、山村暮鳥を輩出しています。近年は、都市の近郊農村地から近郊住宅地へと都市化が進み、著しい人口増加がみられる地域です。

今後とも、貴重な歴史、文化資源を生かしつつ、都市化の進展に対応した環境整備を積極的に推進します。

【重点事業】

● 堤ヶ岡小学校大規模化対策事業（前期）

堤ヶ岡小学校地区の年少人口の急増に対応した小学校の大規模化対策を早急に実施します。

● 生涯学習センター（仮称）建設事業（前期）

市民の学習活動や文化活動を支援するため、学習施設やホール等の機能を持ち、多目的な活用ができる生涯学習施設を整備します。

● 野球場建設事業（前期）

現在の仮設野球場に代わる新しい野球場を整備します。

● 北谷遺跡整備事業（前期～後期）

5世紀末の豪族の大規模居館跡である北谷遺跡の整備を推進し、歴史遺産の活用を図ります。

● 北部公園整備事業（前期～後期）

群馬地区の北部のなだらかな丘陵地帯に、立地条件を生かした眺望の素晴らしさを実感できる公園を整備します。

● 三ツ寺公園整備事業（前期）

親水エリアをメインとした1期整備に引き続き、隣接する北側地区を2期分として整備し、一日ゆったりと憩える総合公園の完成を目指します。

● 土地区画整理事業（前期～後期）

菅谷高畑土地区画整理事業や中央第二土地整理事業を推進し、良質な住宅地の供給と安全で快適な居住環境の整備を図ります。

● 道路整備事業（前期～後期）

交通渋滞を緩和し円滑な交通を確保するため、菅谷南線道路整備事業や菅谷引間線道路整備事業を推進します。

● 下水道整備事業(前期～後期)

快適な居住環境を確保するため、下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、効果的・効率的な下水道施設整備を推進します。

● 《県事業》史跡上野国分寺跡整備事業

県下唯一の国分寺遺跡であり、西毛広域幹線道からの進入路である「天平の道」の早期完成及び南大門等の復元についての検討継続を要望します。

● 《県事業》主要地方道前橋箕郷線(北原地区)改良事業

都市計画道3・3・5号線となる路線における自動車等の円滑な通行と歩行者の安全を両立するため、歩道の整備を要望します。



■上野国分寺史跡の築垣



■三ツ寺公園



■かみつけの里博物館

⑤ 新町地域（生活都市ゾーン）

新町地域は、群馬県の南玄関口として、中山道を通じて古くから首都圏との結びつきが強く、さらには自衛隊やカネボウなど、全国から人の出入りが頻繁に行われ発展してきました。

現在は、公共施設の整備状況や公共下水道の普及率に代表されるように、都市的住宅地としての整備が高い地域となっている一方、鉄道や国道で地域が南北に分断されている地域でもあります。

こうしたことから、都市計画の見直しを行い、土地の高度利用、駅前通り線等の整備を進め、「駅を中心とした質の高い文化都市」としての整備を推進します。

【重点事業】

● 福祉作業所建設事業（前期）

障害者と地域住民との交流促進や障害者の生活支援対策の充実を図るため、福祉作業所を整備します。

● 図書館・公民館改築事業（前期）

老朽化した現在の図書館・公民館を建替え、住民の学習活動拠点として整備します。

● 児童館・学童保育施設整備事業（前期）

地域における子育て支援の拠点として、児童館や学童保育施設を整備します。

● 住民体育館改築事業（後期）

老朽化した現在の体育館に代わる新しい住民体育館を整備し、生涯にわたってスポーツを楽しむことのできる環境づくりを推進します。

● 新町第10区市営住宅建替事業（前期）

快適な住環境を整備するため、老朽化した公営住宅を建替えます。

● 庁舎建替事業（前期）

飛び地という立地条件に配慮し、地域住民に対して適切な行政サービスを提供できるよう、現在の本庁舎を建替え、効果的な機能を有する支所として整備します。

● 駅周辺基盤整備事業（前期～後期）

駅前第二土地区画整理事業や駅前通り線等の整備を進め、新町駅を中心としたまちづくりを推進します。

● 県有地有効活用の推進（前期～後期）

新市における均衡ある発展と自立した都市づくりを推進するため、県有地（カネボウ跡地）の利活用について、県への提言を進めてまいります。

●《県事業》JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進(前期～後期)

鉄道による地域分断を解消するため、JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進を要望します。



■「JR東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化事業」イメージ図



■体育館



■図書館・公民館

(2) 榛名町(観光交流ゾーン)

榛名地域は、榛名山麓の南面に位置し、その豊かな自然を生かした観光レクリエーション基地として、また、梅・梨・桃等の農畜産物の供給基地として発展してきました。

近年では安中榛名駅の開設、安榛トンネルの開通、フルーツライン、西毛広域幹線道路の整備推進など、榛名地域を拠点とした東西南北の幹線道路網等の整備も進み交流拠点としての機能が高まっています。

これらの機能を活用した居住環境の整備や都市近郊農業を推進するとともに、榛名山をはじめとする貴重な地域資源を生かしたレクリエーション地域としての整備を推進します。

【重点事業】

● 榛名地域観光振興事業(前期～後期)

榛名湖の集客力を高めるため、榛名湖にゆかりのある竹久夢二の作品等を展示する観光施設や観光客が湖畔を心地よく散策できる周遊歩道を整備します。
また、榛名地域の貴重な観光資源である榛名神社の駐車場スペースを充実し、大勢の観光客を収容できる環境を整備します。

● 宮本町活性化推進事業(前期)

宮本町の賑わいを取り戻すため、住民が主体的に調査・研究する「まちづくり宮本町」の活動を支援し、宮本町商店街周辺の活性化を推進します。

● 福祉センター整備事業(前期)

新市の福祉政策の均衡を図るため、榛名地域の子育て対策、障害者対策、ボランティア活動の拠点機能を整備します。

● 地域コミュニティセンター設置事業(前期)

集会や生涯学習活動をはじめ、ボランティアやNPO活動など、様々な団体や組織が自由に活動できるコミュニティ施設を整備します。

● 図書館建設事業(後期)

現在の手狭な図書館に代え、ゆったりとした閲覧空間を持つ新しい図書館を整備します。

● 都市型農業振興事業(前期～後期)

新市の都市交流農業を確立するため、東日本一の生産量の梅をはじめ、梨、プラム、桃等のブランド化や農産物直売所の拡充、果樹団地の整備など、効率的・効果的な生産・販売体制づくりを推進するとともに、新市の農業生産拠点を横断するフルーツライン沿線の総合的な地域振興策を調査・研究します。
また、畜産業においては、地域住民との共生や安定経営を確立するため、畜産環境の整備や優良家畜の導入を推進します。

● 保育振興事業(前期～後期)

安心した環境の中で充実した保育が行えるよう、保育施設の充実や施設運営の適正化・安定化を図ります。

● 公共下水道整備事業(前期～後期)

快適な住居環境を確保するため、公共下水道認可区域や合併浄化槽整備区域等を適正に区分し、効果的・効率的な公共下水道整備を推進します。

● 水道整備事業(前期～後期)

水道水の安定供給を図るため、水源の整備、配水施設の整備を行います。

● 《県事業》広域農道榛名フルーツライン整備事業 (広域営農団地農道整備事業榛名南麓地区)

榛名南麓地域の交流を促進するため、広域農道榛名フルーツラインの早期完成を要望します。

● 《県事業》主要地方道渋川松井田線及び一般県道安中榛名湖線道路改良事業

榛名山・榛名湖への観光道路として重要な幹線道路のため、安全な交通に支障がある未改良区間の整備を要望します。

● 《県事業》流域下水道(本郷地域)建設事業

生活環境の改善と河川の水質保全を図るため、広域的かつ効果的に下水の収集処理が可能な流域下水道の整備を要望します。



■ 榛名神社



■ 榛名湖



■ 梅林

第5章

新市の施策

1. 健康福祉
(元気で安心して暮らせるまち)
2. 教育文化
(個性と豊かな心を育むまち)
3. 環境安全
(快適で安全なまち)
4. 産業流通
(にぎわい活力あふれるまち)
5. 都市基盤
(機能的で調和のとれたまち)
6. 自治運営
(市民と築く明るいまち)



リバーサイド公園(高崎市新町地域)



1. 健康福祉(元気で安心して暮らせるまち)

① 保健医療の充実

市民一人ひとりが、生涯にわたり心身ともに健康で生き生きと暮らせるよう、「自分の健康は自分で守り、自分でつくる」という積極的・自主的な健康づくりを支援します。また、生活習慣の改善から、病気の予防・早期発見・治療、リハビリテーションまでの一体的な健康管理を推進するため、保健福祉施設の整備を進めるとともに、地域医療体制の整備を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
健康づくりと疾病予防	健康づくり推進事業
医療体制の整備	公的病院整備充実推進事業
	救急医療体制整備事業
保健・医療・福祉サービスの連携	保健福祉施設整備事業

② 地域福祉の推進

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が住みなれた地域社会の中で安心して暮らしていけるよう、共に支え合う地域社会の形成を目指し、地域福祉活動の拠点である社会福祉協議会の機能の充実を図るとともに、地域におけるボランティア活動を積極的に支援します。

【主要事業】

施策名	事業名
福祉コミュニティの形成	地域福祉計画策定事業
地域福祉拠点機能の充実	社会福祉協議会連携支援事業
	福祉施設整備事業

③ 高齢者福祉の充実

高齢者が、住み慣れた家庭や地域で豊かで充実した生活が送れるよう、生きがいと健康づくりを推進するとともに、快適な暮らしを支援する在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、介護保険制度の円滑な運営とともに、民間事業者とも協力して、保健・医療・福祉サービスの連携を図り、総合的、効果的な介護サービスの提供を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
生きがいづくりの推進	長寿会等活動支援事業
在宅福祉サービスの提供	高齢者自立生活支援事業
介護保険制度の円滑な運営	高齢者福祉施設整備充実事業

④ 障害者福祉の充実

障害者が健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、保健医療や在宅福祉サービスの充実を図るとともに、社会活動への参加を支援し、障害のある人もない人も隔たりなく一緒に生活できる社会を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
予防とリハビリテーションの徹底	リハビリテーション充実事業
在宅福祉サービスの提供	デイサービス等充実事業
社会参加と自立支援	通所施設・入所施設整備事業

⑤ 児童福祉の充実

次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、家庭や地域における子育て支援や、児童の健全な育成支援を積極的に進め、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
子育て支援体制の整備	保育充実事業
	保育所整備事業
	児童館・学童保育施設整備事業

⑥ 社会保障の充実

すべての市民が生涯にわたり健康で安定した生活を送れるよう、生活困窮者への支援をはじめ、国民健康保険事業や国民年金事業、各種助成事業の効率的で安定した運営を図り、社会保障制度の円滑な運用をもって住民福祉の増進に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
生活困窮者への支援	生活保護事業
国保事業等の健全運営	医療費適正化事業
国民年金事業の充実	無年金者解消促進事業

2. 教育文化(個性と豊かな心を育むまち)

① 生涯学習の充実

市民が生涯にわたって自ら学び生かすことにより、生きがいとゆとりある生活をおくることができる社会を目指すため、学習の機会や場を多様に提供し、「いつでも、どこでも、だれでも」が、楽しく学べる環境づくりを推進します。

また、学習成果を活かした市民参加のまちづくりを推進し、生涯現役の豊かな社会を築きます。

【主要事業】

施策名	事業名
多様な学習機会の創出	生涯学習施設整備事業
	生涯学習推進事業

② 社会教育の充実

市民の多様な学習ニーズに応え、自主的な学習活動を支援するため、学習指導体制や学習活動内容の充実を図ります。

また、活動拠点となる社会教育施設の整備充実とともに各施設の連携やネットワーク化を進め、より機能的、効率的な運営を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
学習・地域活動の充実	公民館活動充実事業
社会教育施設の整備	図書館建設事業
	公民館等整備事業

③ 学校教育の充実

園児・児童・生徒一人ひとりの個性を大切にしながら、創造性や思いやりのある「豊かな心」と、主体性やたくましさをもった「生きる力」を育むため、教育内容や教育指導の充実を図るとともに、心身ともに健全でゆとりある学校生活を送ることができるように、教育環境の充実に努めます。

高校及び大学については、特色のある教育内容の充実と多様な学習機会の提供により、21世紀を担う人材の育成に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
幼児教育の充実	幼稚園適正配置事業
小・中学校教育の充実	学校施設整備事業
	学校規模適正化事業
高校・大学教育の充実	学校施設整備事業

④ 青少年の健全育成

次代を担う青少年が、社会の中で元気に明るくのびのびと育つように、様々な青少年活動を展開するとともに、青少年を取り巻く環境の変化を捉え、家庭での教育支援や、社会環境の健全化を進めます。

【主要事業】

施策名	事業名
社会性の育成	青少年活動促進事業
家庭教育の啓発	子育て学習講座推進事業
健全育成環境の整備	P T A等組織充実事業

⑤ 市民文化の推進

市民主体の文化活動を積極的に支援し、質の高い文化が育つ環境を整えるとともに芸術や文化活動への参加機会を拡大し、個性豊かな地域文化の振興を推進します。

また、文化遺産の継承や文化財の活用を図り、歴史と伝統を大切にしたい人間性豊かな地域文化を育みます。

【主要事業】

施策名	事業名
芸術・文化の振興	市民文化活動支援事業
	文化施設整備事業
文化遺産の整備	文化財等整備活用事業

⑥ 生涯スポーツの推進

生涯にわたって誰もがスポーツやレクリエーションに親しむことのできる環境づくりを積極的に進め、スポーツへの参加機会を増やし、健康増進と余暇活動の充実を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
スポーツ活動の充実	スポーツ・レクリエーション推進事業
スポーツ施設の整備	運動公園・スポーツ施設等整備事業

3. 環境安全(快適で安全なまち)

① 循環型社会の創造

環境負荷の少ない社会への転換を図るため、市民、事業者と行政がそれぞれの責任と役割分担のもとに、限りある資源やエネルギーの有効利用を図るとともに、ごみの減量化やリサイクルの推進など廃棄物の適正な処理を行い、循環型社会の形成を目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
推進体制の充実	環境マネジメントシステム推進事業
廃棄物の適正処理	資源ごみ分別回収事業
	リサイクル事業
	バイオマス調査研究事業
エネルギーの有効活用	自然エネルギー活用推進事業

② 生活環境の向上

安全・快適な都市環境を目指し、継続した環境監視のもとにきれいな空気、きれいな水を守るとともに、環境意識啓発を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
暮らしの環境の保全	ごみ処理施設整備事業
環境衛生の充実	意識啓発推進事業
	斎場整備事業

③ 緑豊かな快適空間の創出

快適な空間や質の高い環境が保たれ、やすらぎと潤いのある生活が送れるよう、市民と一体となって豊かな自然環境の保全と新たな緑の創出に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
公園の整備	公園整備事業
緑化の推進	緑化活動支援事業

④ 地域防災の強化

市民の生命と財産を守るため、災害発生時に的確な対応のできる防災体制の整備を推進するとともに、火災をはじめとした各種災害の未然防止に努め、災害に強いまちづくりを目指します。

また、消防力の強化とともに、広域消防応援体制や救急救助体制の強化を図り、被害を最小に止めるよう努力します。警察や地域との連携による犯罪の防止に努め、治安の安定を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
災害に強いまちづくり	防災行政無線ネットワーク推進事業
消防活動の充実	消防施設等整備事業
防犯対策の充実	地域防犯体制充実事業

⑤ 消費者保護の推進

市民が安全で豊かな消費生活を送れるよう、自己責任と主体性を持った消費者を育成するとともに、消費者の保護や被害者救済の強化を図ります。

また、消費生活センターの運営を充実し、消費者組織との連携や情報交換を図り、正しい消費情報の提供や悪質商法の防止に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
消費者の育成	消費者意識啓発事業
消費生活センターの充実	消費生活相談事業
適正計量の推進	計量検査施設整備事業

⑥ 交通安全の充実

人と車が安全に通行できる交通環境の整備並びに一人ひとりの交通安全意識や交通マナーの向上を図るとともに、高齢者等の交通弱者の視点に立った事故防止策を推進します。

また、本市は車への依存度が高く交通量も多いので、積極的に交通安全運動を実施し、市民一人ひとりの交通安全への自覚を醸成します。

【主要事業】

施策名	事業名
交通安全意識の向上	交通安全運動推進事業
安全な道路交通環境の整備	交通安全施設整備事業

4. 産業流通(にぎわい活力あふれるまち)

① 商業の振興

各地域の商業活動や商店街の活性化を図るため、商店街の環境整備の促進や公共交通の充実、文化活動の活性化、商店の経営支援などを一体的に推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
商業活動の活性化	商店会組織充実事業
商店街の活性化	商店街環境整備事業
経営基盤の強化支援	資金融資事業

② 観光の振興

歴史的・文化的遺産など個性あふれる観光資源の活用に努めます。また、豊かな自然や文化・芸術、スポーツ・レクリエーションなどの地域の魅力を生かした体験型・目的型観光地づくりを推進し、観光情報の発信や周辺観光地との連携を図りながら、首都圏や周辺各地からの観光客の誘致に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
観光資源の活用	各種まつり等実施支援事業
	観光関連施設整備事業
観光情報の発信	観光宣伝事業
観光産業の育成	観光振興人材育成事業
	地域特産品充実事業

③ 工業の振興

国際化や情報化に伴う産業の構造変化に対応した、工業基盤の再整備や中小企業の育成とともに、新規産業の創出・育成を積極的に推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
工業界の活性化	ISO(国際標準化機構)認証取得支援事業
工業基盤の整備	工業団地再整備事業
中小企業の育成	資金融資事業
新規企業の誘致・育成	起業化支援事業

④ 農業の振興

生産性が高く安定した農業経営が行えるよう、農業基盤や生産体制の整備を行うとともに、特色をもった都市近郊型農業の確立を目指し、意欲ある農業者の確保や環境保全に配慮した農業の促進に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
農業経営基盤の強化	農地流動化促進事業
農業生産基盤の整備	農業用道水路整備事業
	畜産経営環境整備事業
	ほ場整備事業
農業生産の振興	地域特産物振興事業
	果樹生産振興事業
都市型農業の確立	環境保全型農業推進事業
	農産物販売・流通システム整備事業

⑤ 林業の振興

林道整備など生産基盤の整備や、林産物の生産振興など林業経営の振興を図るとともに、森林の持つ多面的機能の発揮・活用に努めます。

また、森林組合の育成や観光と連携した林産物の振興など、林業運営の効率化・合理化を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
林業基盤の整備	林道整備事業
林業経営の振興	林産物生産体制充実事業
森林の保全	森林体験機会充実事業
	森林機能保全事業

⑥ 流通機能の充実

国際化・情報化に対応した流通基盤の整備や市場機能の適正化に努め、円滑で効率的な物流システムの構築を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
流通基盤の整備	卸売業販売促進事業

⑦ 就労の促進

雇用の安定を図るため、職業能力の開発などの人材養成を図るとともに、労働環境や勤労者福祉の向上に努めます。

また、失業率の高い若者の就職支援対策に取り組みます。

【主要事業】

施策名	事業名
勤労者支援	中小企業退職金共済制度加入促進事業

5. 都市基盤（機能的で調和のとれたまち）

① 適正な土地利用の推進

計画的な市街地の形成と、良好な住環境や自然環境の保全を図るため、各種関係法令の適切な運用のもとに、適正な土地利用を推進し、豊かな生活環境と快適な都市機能を併せ持つ、均衡と調和のとれた都市づくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
計画的な土地利用	都市計画規制見直し事業

② 円滑な交通網の確立

都市基盤の骨格となる主要な道路を軸に機動性のある道路網を構築し、地域の円滑な道路交通を実現するとともに、歩行者・自転車の安全や環境に配慮し、道路や橋梁の整備を行います。

【主要事業】

施策名	事業名
道路網の整備	都市計画道路網計画事業
	都市計画道路整備事業
	道路・橋梁整備事業

③ 人にやさしい道づくり

歩行者や自転車が安全で快適に通行できるように、歩道の設置や拡幅とともに、ネットワーク計画に基づいたサイクリングロードの整備を図り、人にやさしい道づくりを推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
快適な歩道・自転車道のネットワーク	歩道整備事業
	サイクリングロード整備事業

④ 公共交通体系の確立

円滑な地域交通を確保するため、各種交通手段の分担と連携のもとに、バスや鉄道などの公共交通のネットワークを整備促進します。

【主要事業】

施策名	事業名
公共交通網の整備促進	公共バス運行事業

⑤ 市街地及び業務拠点機能の整備

新市の均衡ある発展を推進するために、中心市街地においては、都市基盤の活用と土地の高度利用を促進し、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるとともに、周辺市街地においては、それぞれの地域特性を生かしながら地域の拠点としての整備を進め、安全・快適で機能的な市街地の形成を目指します。

高崎操車場跡地においては、核となる活力ある業務機能の誘致を推進するための都市基盤整備を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
市街地の整備	市街地再開発事業
	土地区画整理事業
新都市拠点の整備	高崎操車場跡地整備事業
	高崎駅・倉賀野駅間新駅設置事業

⑥ 良好な住環境の創出

市民が、安心して快適に暮らせるよう、多様な住宅の供給を図るとともに、住宅の質的向上や良好な住環境の整備に努めます。

【主要事業】

施策名	事業名
快適な住宅の普及	公営住宅整備事業
	住宅団地整備事業

⑦ 都市景観の形成

市民がふるさととして魅力を感じ、愛着と誇りが持てる都市の姿を次世代に引き継ぐため、自然・歴史・伝統などの地域資源を生かした美しい都市景観を形成します。

【主要事業】

施策名	事業名
潤いある都市景観の創出	地区景観形成整備事業

⑧ 上下水道の整備

快適で安心な市民生活を支えるため、水資源の確保と有効利用を進め、安全・良質で安定した水道水の供給とともに、生活環境の改善や河川の水質保全を図るため、下水道の整備、適正管理に努めます。

【主要事業】

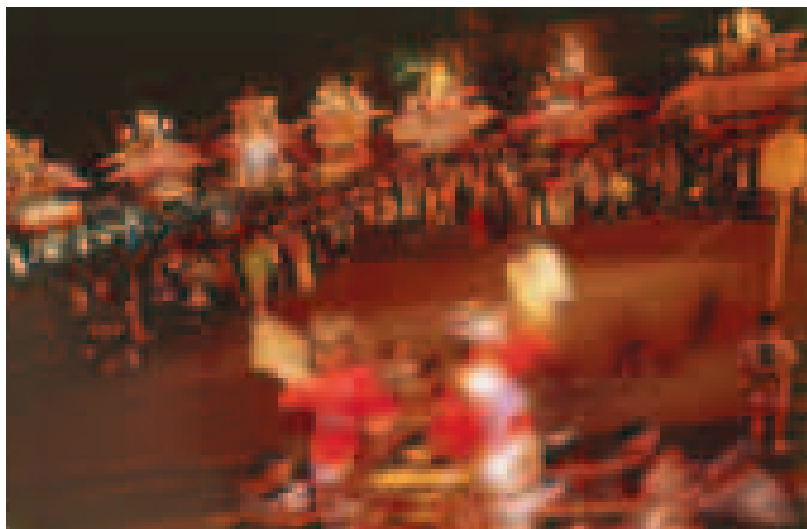
施策名	事業名
上水道の安定供給	上水道施設等整備事業
	簡易水道整備事業
下水道（污水）の整備	下水道管渠（污水）整備事業
	下水処理施設等整備事業

⑨ 雨水対策の推進

浸水被害を防ぎ、安全で快適な市民生活を守るため、下水道雨水幹線や河川・水路を計画的に整備し、総合的な雨水対策を推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
下水道（雨水）の整備	下水道管渠（雨水）整備事業
河川・用排水路の整備	河川整備事業
	用排水路整備事業



■ 榛名ふるさと祭り(榛名町)

6. 自治運営(市民と築く明るいまち)

① 市民参加の促進

市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを進めるため、行政情報の提供や市民意向の把握とともに、市民が行政に参加する機会の拡充を図ります。

また、ボランティア団体やNPO法人の活動を支援し、市民の創意と活力をまちづくりに活かします。

【主要事業】

施策名	事業名
広報・広聴の充実	広報・広聴事業
市民活動の支援	ボランティア活動支援事業
市民参加機会の充実	市民参加推進計画策定事業

② 市民主体のまちづくり

それぞれの地域でふれあいと連帯に支えられたコミュニティが形成されるよう、地域活動や地域振興の支援を行うとともに、市民イベント等の推進役となる市民や市民団体を支援して、市民主導のまちづくりを目指します。

【主要事業】

施策名	事業名
コミュニティの形成	地域自治組織充実事業

③ 人権尊重社会の創造

基本的な人権を尊重しあい、誰もが市民としての義務を果たすとともに、市民としての権利を有し、不当に差別されることなく公平な市民生活が送れるよう、人権尊重社会の創造を目指し、人権意識の高揚を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
人権の確立と擁護	人権啓発推進事業

④ 男女共同参画社会の実現

社会のあらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして個性と能力を発揮できるように、男女平等意識の啓発や共同参画のための環境を整備し、女性の行政や社会活動への参加を促進するとともに、男性の家庭や地域活動への積極的な参加を促進します。

【主要事業】

施策名	事業名
男女平等の意識づくり	男女平等意識啓発事業
推進体制の整備	男女共同参画計画推進事業

⑤ 国際化の推進

国際理解の促進や国際化への対応を図るため、市民の国際的知識や関心を高め、市民レベルの国際交流を積極的に進めるとともに、外国人にとっても住みやすい、世界に開かれた都市を目指します。

一人でも多くの市民が相互の国を身近に感じ、理解を深める場を提供します。

【主要事業】

施策名	事業名
国際交流の推進	姉妹・友好都市交流事業
国際化推進体制の確立	在住外国人支援事業

⑥ 高度情報化への対応

豊かな市民生活の実現と地域社会の活力ある発展を目指した地域情報化を推進するとともに、行政情報の共有化や事務処理の効率化を目指した庁内情報ネットワークを構築し、高度情報化時代に順応できる環境づくりを進めます。

【主要事業】

施策名	事業名
コミュニティネットワークの構築	情報通信基盤整備事業
行政内情報ネットワークの構築	行政内情報通信基盤整備事業

⑦ 広域行政の推進

市民活動や産業・経済活動などの広域化に対応するため、周辺市町村が互いの個性と特色を生かしながら、広域的共同事業を実施します。

また、前橋市や高崎都市圏との連携事業を推進し、利便性やサービスの向上を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
地域連携の強化	高崎都市圏推進事業
	前橋高崎連携事業
広域市町村圏の充実	広域市町村圏共同処理事業

⑧ 行政改革の推進

地方分権の流れの中で、地方自らの責任と自らの決定をもって、創意と工夫による効率的・機能的な行政運営を行い、個性あふれる地域づくりを推進します。

【主要事業】

施策名	事業名
事務改善の推進	行政評価システム推進事業
	民間委託推進事業
職員の活性化	人材育成事業

⑨ 市民サービスの向上

多様化かつ増大する市民ニーズを的確に捉え、情報提供や行政手続を迅速・適切に処理するとともに生活相談や行政相談の充実に努め、市民サービスの一層の向上を図ります。

【主要事業】

施策名	事業名
タイムリーな情報提供	ホームページ充実事業
迅速・適切な行政対応	支所・サービスセンター整備事業
市民相談の充実	市民相談事業

⑩ 信頼される市政の推進

市役所には、市民の多様なニーズが集まるとともに、市民一人ひとりの情報も集まります。市民の権利や個人の情報を大切に取り扱い、市民の信頼のもとに付託されている業務の適切な推進を目指します。

また、市政を的確に滞りなく推進するために、行政各部署の緊密な連携のもとに、様々な行政課題に的確・迅速に対応します。

【主要事業】

施策名	事業名
適正な行政執行	情報公開事業
	個人情報保護事業
職員の資質向上	公務員意識啓発事業
議会事務の円滑な推進	議会活動推進事業

⑪ 健全財政の維持

長期的な展望のもとに、積極的に財源を確保して財政基盤を確かなものとするとともに、事務事業や経費の見直しと適正化を図り、効率的な財政運営を行います。また、財源の重点的・効果的な配分に努め、メリハリのある市民サービスの提供に努めます。

事業ごとに投資と効果のバランスを計り、最小の経費で最大の効果を図ります。



■創作ミュージカル「おにころ」(高崎市新町地域)

第6章

公共的施設の 統合整備



榛名湖と榛名富士(榛名町)



第6章 公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、新市全体のバランスや地域性及び効率性、住民の意向、更には財政状況などを踏まえて、統合することが適当なものについては統合整備を図ります。

統合整備については、既存の公共的施設の有効利用や住民の利便性の向上などを総合的に検討し、住民サービスの向上と効率的な財政運営の両立を目指した検討を行います。

合併に伴い支所となる榛名町役場については、住民にとって身近な行政サービスを提供できる施設として、地域住民に配慮した整備を進めます。

また、小中学校の整備などについては、地域特性を考慮し、今後の少子高齢化対策とも関連させて検討するとともに、その他の公共的施設についても、住民生活への影響や行財政上の効果及び効率性の観点に立ち検討します。

新たな公共施設の整備については、事業の効果や効率性について十分検討するとともに、既存の施設を有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。



■倉渟せせらぎ公園(高崎市倉渟地域)

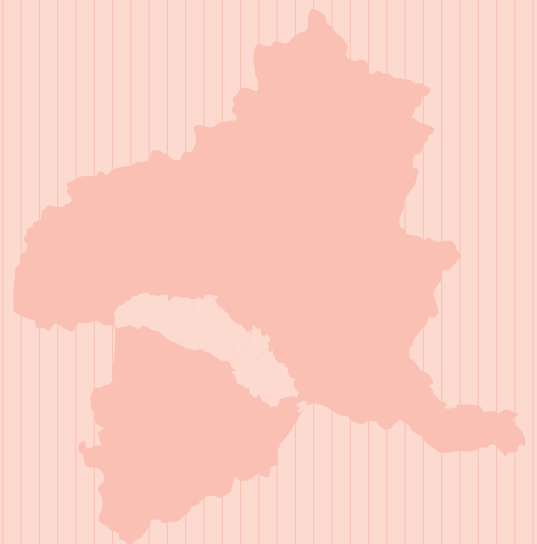
第7章

新市における 国・県事業の 推進

1. 高崎市
2. 榛名町



高崎駅西口の壁画「だるまの詩」(高崎市)



第7章 新市における国・県事業の推進

新市の一体性を確立するとともに、地域の特色を生かしたまちづくりを総合的に推進するため、国や県に次の事業等の早期推進を要望します。

1. 高崎市

高崎市における国・県要望事業は、高崎地域合併協議会及び高崎市・箕郷町合併協議会で策定された新市建設計画によります。

(1) 県事業

《 》は地域名

医療体制の整備	県立西毛中核病院構想の推進《高崎》
公園の整備	観音山ファミリーパーク整備事業《高崎》
防災施設の整備	治山事業《箕郷》
文化遺産の整備	史跡上野国分寺跡整備事業《群馬》
農林業の振興	ふるさと農道緊急整備事業《倉渕》
	森林環境保全整備事業《倉渕》
	急傾斜地崩壊対策事業《倉渕》
	治山事業《倉渕》
円滑な交通網の確立	J R東日本高崎線新町駅付近連続立体交差化構想の推進《新町》
	国道354号（都市計画道路高崎駅東口線）整備事業《高崎》
	国道406号道路改良事業《倉渕》
	主要地方道寺尾藤岡線（都市計画道路寺尾木部線）整備事業《高崎》
	主要地方道高崎渋川線（都市計画道路中央通り線）整備事業《高崎》
	主要地方道長野原倉渕線道路改良事業《倉渕》
	主要地方道渋川松井田線道路改良事業《倉渕》
	主要地方道前橋箕郷線（北原地区）改良事業《群馬》
	主要地方道前橋安中富岡線交差点改良事業《群馬》
	主要地方道高崎渋川線交差点改良事業《群馬》
	主要地方道藤岡大胡線整備事業《新町》
	一般県道箕郷板鼻バイパス改良事業《箕郷》
	一般県道柏木沢高崎線側溝整備事業《箕郷》
広域農道榛名フルーツライン整備事業（広域営農団地農道整備事業榛名南麓地区）《箕郷》	
市街地の整備	駅周辺基盤整備事業《新町》
河川等の整備	一級河川東谷川河川改修事業《箕郷》
	一級河川温井川河川改修事業《新町》
	倉渕ダム建設事業《高崎》《倉渕》

(2) 国事業

《 》は地域名

医療体制の整備	独立行政法人国立病院機構高崎病院整備事業《高崎》
円滑な交通網の確立	国道17号高松立体整備事業《高崎》
	国道17号バイパス整備事業《新町》
河川等の整備	相間川魚道改修事業《倉洲》

2. 榛名町

(1) 県事業

災害に強いまちづくり	急傾斜地崩壊対策事業
円滑な交通網の確立	広域農道榛名フルーツライン整備事業(広域営農団地農道整備事業榛名南麓地区)
	ふるさと農道緊急整備事業(榛名地区)
	主要地方道渋川松井田線及び一般県道安中榛名湖線道路改良事業
下水道の整備	流域下水道(本郷地域)建設事業

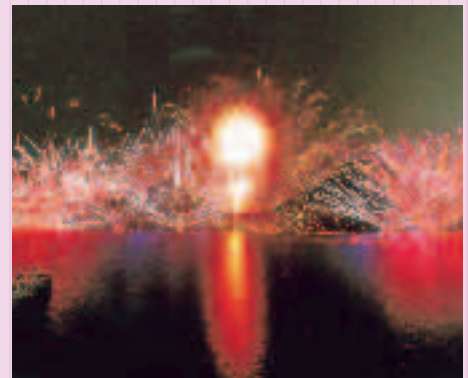


■国道17号高松立体整備事業(高崎市)[完成予想図]

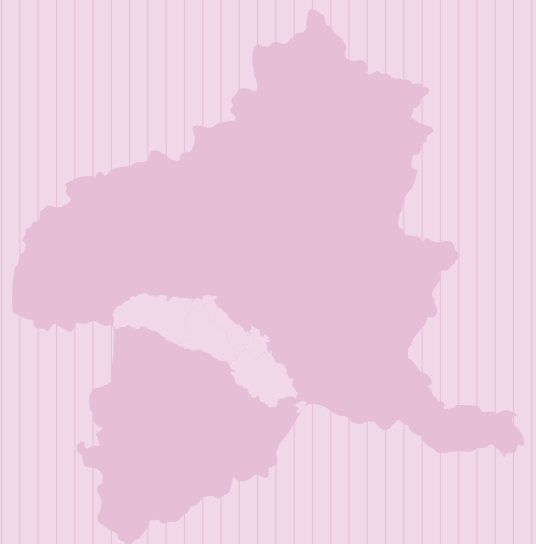
第8章

財政計画

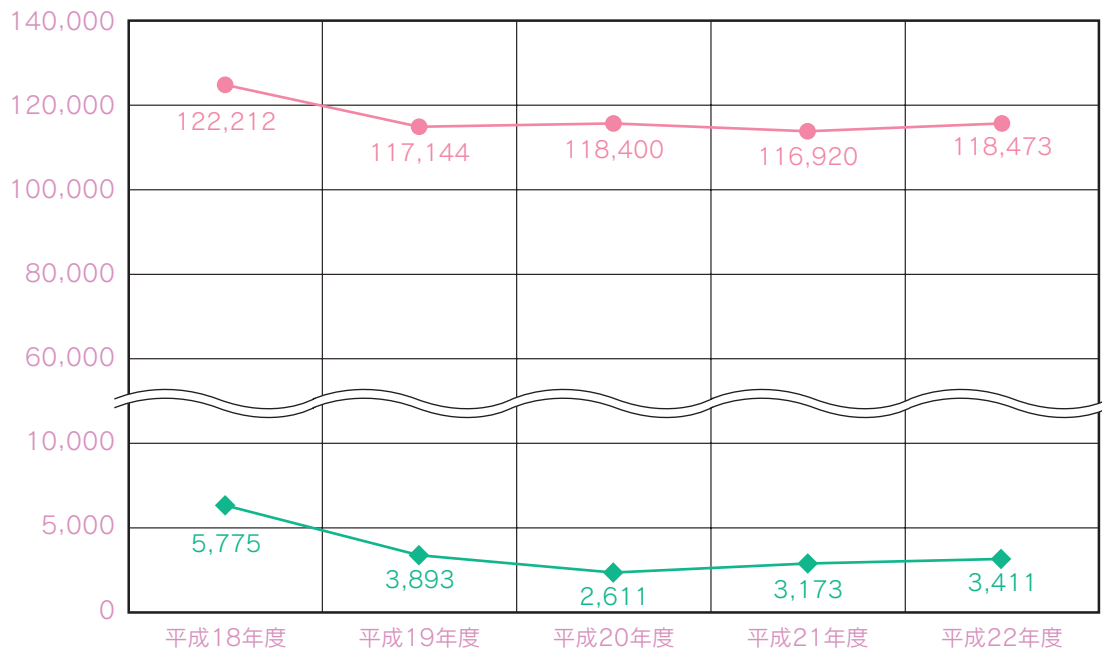
1. 基本方針
2. 基本的事項
3. 計画の概要
4. 個別推計基準等



榛名湖畔 水中花火(榛名町)



合併した場合の歳入歳出



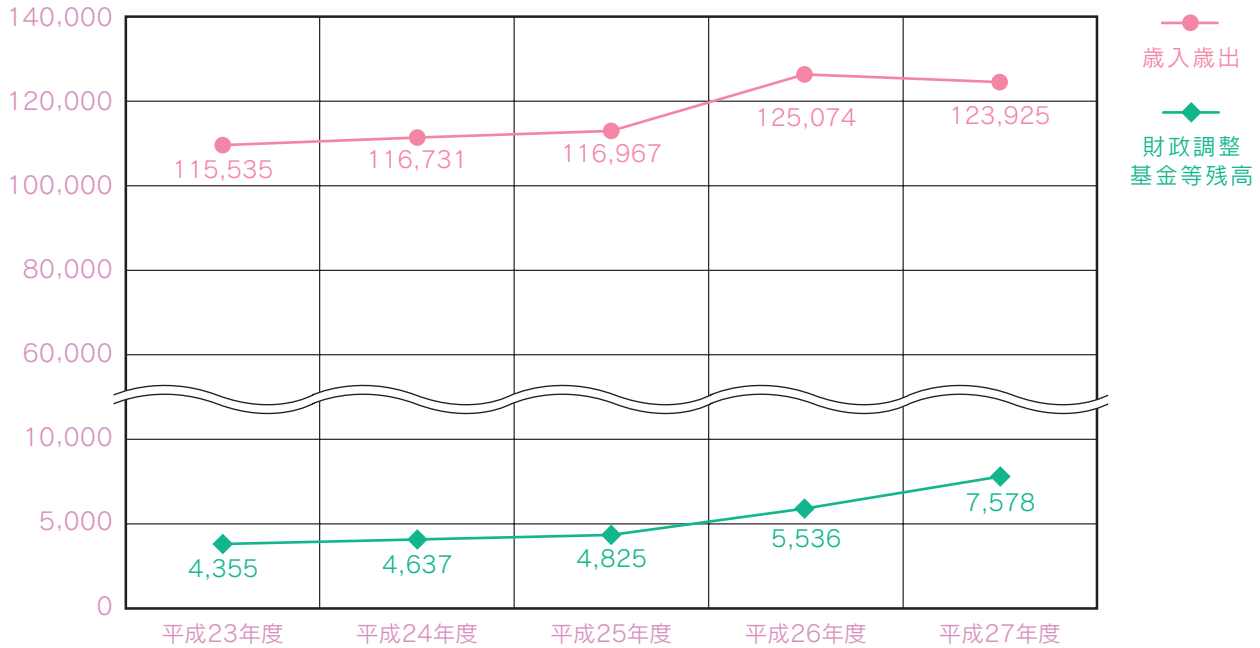
【歳入】

	18見込	19見込	20見込	21見込	22見込
市税	48,845	52,717	53,123	55,306	56,313
地方譲与税・交付金等	9,532	6,639	6,354	6,072	6,139
地方交付税	9,180	8,744	8,567	8,321	8,520
国県支出金	14,414	15,483	16,343	15,683	16,321
地方債	12,396	9,720	10,491	9,297	8,819
繰入金	6,645	2,693	2,332	1,070	1,360
その他	21,200	21,148	21,190	21,171	21,001
合計	122,212	117,144	118,400	116,920	118,473

【歳出】

	18見込	19見込	20見込	21見込	22見込
人件費	21,680	21,832	21,451	20,936	21,369
扶助費	17,281	17,835	18,359	18,898	19,452
公債費	11,417	11,533	11,289	11,032	11,401
普通建設事業費	16,616	16,610	18,150	16,441	16,951
繰出金	7,020	7,071	7,115	7,237	7,275
一部事務組合負担金	5,550	5,739	5,787	5,828	5,872
その他	42,648	36,524	36,249	36,548	36,153
合計	122,212	117,144	118,400	116,920	118,473
財政調整基金等残高	5,775	3,893	2,611	3,173	3,411

(単位：百万円)



(単位：百万円)

23見込	24見込	25見込	26見込	27見込	18~27計
59,140	59,682	60,236	60,800	61,377	567,539
6,208	6,278	6,350	6,423	6,497	66,492
6,566	6,573	6,671	6,808	6,880	76,830
15,519	15,518	15,973	16,527	16,903	158,684
7,030	7,610	6,641	13,434	11,215	96,653
43	43	43	43	43	14,315
21,029	21,027	21,053	21,039	21,010	210,868
115,535	116,731	116,967	125,074	123,925	1,191,381

(単位：百万円)

23見込	24見込	25見込	26見込	27見込	18~27計
20,548	20,587	20,782	20,756	20,090	210,031
20,024	20,612	21,219	21,843	22,485	198,008
11,432	11,619	11,829	11,620	11,287	114,459
13,630	14,579	13,508	21,212	18,964	166,661
7,326	7,513	7,584	7,658	7,825	73,624
5,784	5,760	6,144	5,627	5,649	57,740
36,791	36,061	35,901	36,358	37,625	370,858
115,535	116,731	116,967	125,074	123,925	1,191,381
4,355	4,637	4,825	5,536	7,578	

平成17年度末見込み

(単位：百万円)

財政調整基金残高	8,178	地方債残高	107,061
減債基金残高	3,195		

1. 基本方針

新市における財政計画は、歳入歳出の各項目毎に過去の実績、経済情勢、三位一体改革等による地方の厳しい財政環境等を勘案しつつ、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本としています。

2. 基本的事項

(1) 計画期間

平成18年度中の合併を勘案し、平成18年度～平成27年度までの10年間としています。

(2) スタイル

- ・普通会計ベースで作成しています。
- ・年度毎に歳入(目的別)、歳出(性質別)として整理しています。

(3) 作成手法

- ① 歳入歳出の各項目毎に過去の決算数値などから推計基準を設定しています。
- ② ①の基準に基づき両市町とも平成18年度当初予算をベースとして10年間の財政計画を作成しています。
- ③ それぞれの財政計画を合算したものに合併後の要因を見込んで調整し、新市における財政計画を作成しています。

3. 計画の概要

歳入は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号。以下「新法」という。)に伴う国・県の財政支援措置を最大限に活用することを前提としています。市税では、基本的に財務省の試算した資料を参考としています。地方交付税では、合併に伴う支援措置分等を見込んでいますが、基本額は基準年度を上回らないものとして推計しています。また平成18年度の地方財政計画等を踏まえ、今後大きく変化と思われる地方財政の状況等も勘案した推計としています。

歳出は、合併による削減効果を見込むとともに、一定の行政サービス水準の向上や住民負担の軽減等を勘案し推計を行っています。人件費では、特別職、議員及び一般職の人数などの削減効果等を見込んでいます。普通建設事業費については、合併効果を高める事業を優先的に実施できるように計画しています。

現在高崎市では中核市の要件を満たしていることから、平成23年度を目標に中核市への移行を目指しています。中核市になりますと新たな財政需要が発生することになりますが、それに伴う財源としては地方交付税の増額を見込んでいます。今回の財政計画では、中核市移行に伴う新たな財政需要と地方交付税の増額分が同額であると仮定し、これらを除外した推計としています。

なお、現在の高崎市は、平成18年1月23日に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「旧法」という。)の下、5市町村(高崎市、倉渕村、箕郷町、群馬町、新町)による合併をしていますので、本計画にあっては、旧法と新法による財政支援措置等が混在しています。

今回の財政計画は合併年度を含む10年間として作成していますが、新規施設整備に伴う公債費や維持管理費の増加、合併に伴う財政支援措置の終了などを念頭に置きながら、今後計画していくことになる、行財政改革の推進や新たな視点での経営手法の導入など、より一層の健全財政運営に努めていく必要があります。

4. 個別推計基準等

(1) 歳入

① 地方税

- ・財務省の試算した「平成18年度予算の後年度への影響」を基に積算しています。
- ・現行の制度をベースとしていますが、平成18年度地方財政計画に示された内容を勘案するとともに、過去の実績を参考とした推計としています。
- ・高崎市は既に人口が30万人を超えており、旧法の定めるところにより平成23年1月23日以降、事業所税の課税団体として指定される見込みです。計画上は、同規模の都市を参考として試算し、平成23年度以降の歳入として見込んでいます。

② 地方譲与税

- ・所得譲与税は平成19年度から個人市民税に税源が移譲となるように調整しています。
- ・地方道路譲与税、自動車重量譲与税は制度に変更が無いものとして、計画期間中は同額としています。

③ 利子割交付金

④ 配当割交付金

⑤ 株式等譲渡所得割交付金

⑥ 地方消費税交付金

⑦ ゴルフ場利用税交付金

⑧ 自動車取得税交付金

⑨ 国有提供施設等所在市町村助成交付金

- ・以上は、過去の実績及び国や景気の動向等を参考に推計しています。
- ・制度上見直し等も考えられますが、現行制度が継続するものとして推計しています。

⑩ 地方特例交付金

- ・恒久的な減税措置の廃止に伴う影響を勘案しています。

⑪ 地方交付税

i) 普通交付税

- ・国の経済見通しでは、若干の伸びを見込んでおりますが、総額が抑制される方向にあることから、毎年若干の減少があるものとして推計しています。
- ・事業所税の75%を基準財政収入額に算入し試算しています。
- ・合併算定替、合併補正を考慮し試算しています。

- ・合併前準備に係る推進債の元利償還金に対する算入分を考慮し試算しています。
- ・中核市へ移行することによる増分は、新たな財政需要と同額と考え、計画上は見込んでいません。

ii) 特別交付税

- ・過去の実績等を参考に推計していますが、普通交付税同様、毎年若干の減少があるものとして推計しています。
- ・合併の準備として電算システムの統合等に要する経費に対する措置分を考慮し試算しています。

12 交通安全対策特別交付金

13 分担金及び負担金

14 使用料及び手数料

- ・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

15 国庫支出金

16 県支出金

- ・以上は、過去の実績や国の動向等を参考に推計しています。

17 財産収入

18 寄附金

- ・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

19 繰入金

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・特定目的基金については、必要に応じて繰入れを行っています。

20 諸収入

- ・過去の実績等を参考に推計しています。

21 地方債

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・できるだけ有利な地方債を借り入れるものとして試算しています。
- ・借入条件は以下のとおりとしています。

※借入利率：2.0%（固定）、償還期間：20年または15年（据置3年）

(2) 歳出**① 人件費**

- ・特別職・議員等については、合併による削減効果を見込んでいます。
- ・一般職については、合併による削減効果と行財政改革等を考慮し、類似団体の職員数を参考として減員数を推計しています。
- ・退職手当の推計にあたっては、定年退職者の人数から試算しています。

② 扶助費

- ・過去の実績を参考に推計しています。
- ・榛名町地域が市の区域となることによる増加需要を見込んでいます。(生活保護費など)

③ 公債費

- ・两市町が既に発行している地方債の元利償還金については合算とし、新規に発行する地方債に係る元利償還金を加えて推計しています。

④ 物件費

- ・過去の実績を参考に推計しています。
- ・合併に伴う削減効果と行財政改革の推進による削減を見込み試算しています。
- ・合併時に見込まれる電算システムの統合に要する合併準備経費を平成18年度中に実施するものとして見込んでいます。

⑤ 維持補修費

- ・過去の実績等を参考に推計しています。

⑥ 補助費等

- ・過去の実績等を参考に推計しています。
- ・一部事務組合への負担金は、実績及び今後の見込みを勘案し推計しています。

⑦ 繰出金**⑧ 積立金****⑨ 投資・出資・貸付金**

- ・以上は、過去の実績等を参考に推計しています。

⑩ 普通建設事業費

- ・今回の基本計画に登載された地域別整備事業については、所要の額を見込んでいます。
- ・通常の事業量については、過去の実績等を参考にするとともに、地域別整備事業との調整を図りながら推計しています。

資料

1. 合併協議等の経緯
2. 合併協議会の組織体系図
3. 合併協議会委員等名簿



ゆうすげ(榛名町)



1. 合併協議等の経過

期 日	取 組 内 容
平成15年12月18日	高崎地域任意合併協議会の設置及び第1回高崎地域任意合併協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●高崎市、倉渕村、群馬町、新町及び吉井町を構成市町村とし、高崎地域任意合併協議会の設置 ●第1回高崎地域任意合併協議会の開催
平成16年 1月26日 平成16年 3月25日	第2回～第4回高崎地域任意合併協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●第2回～第4回の任意合併協議会の開催
平成16年 4月16日	榛名町、箕郷町が高崎地域任意合併協議会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ●榛名町、箕郷町が加わり7市町村により高崎地域任意合併協議会臨時会の開催
平成16年 4月30日 平成16年 6月25日	第5回～第7回高崎地域任意合併協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●第5回～第7回の任意合併協議会の開催
平成16年 5月15日 平成16年 5月30日	市町村合併説明会の開催(高崎地域任意合併協議会主催) <ul style="list-style-type: none"> ●榛名町エコールほか10会場において、市町村合併説明会を開催
平成16年 7月11日	榛名町で住民投票を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●賛成 6,330 反対 6,415 無効 212 住民投票の結果を受け、合併協議から離脱
平成16年 7月23日	高崎市議会において高崎市・榛名町合併協議会設置議案を可決 <ul style="list-style-type: none"> ●高崎市・榛名町合併協議会設置議案を賛成多数で可決
平成16年 8月11日	榛名町議会において高崎市・榛名町合併協議会設置議案を可決 <ul style="list-style-type: none"> ●高崎市・榛名町合併協議会設置議案を賛成多数で可決
平成17年12月25日	石井清一榛名町長の辞職に伴う榛名町長選挙において富澤素行氏が当選
平成18年 2月 8日	高崎市・榛名町合併協議会の設置及び第1回高崎市・榛名町合併協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●高崎市・榛名町合併協議会の設置 ●第1回合併協議会の開催
平成18年 2月28日 平成18年 5月 1日	第2回～第5回高崎市・榛名町合併協議会の開催 <ul style="list-style-type: none"> ●第2回～第5回の合併協議会の開催



7市町村により高崎地域任意合併協議会の設置



住民説明会(榛名町会場)



高崎市・榛名町合併協議会の設置



合併協議会の様子



高崎市・榛名町合併協定調印式



高崎市・榛名町の合併協定書



合併協議会委員

期 日	取 組 内 容
平成18年 5月 8日	合併協定調印式の挙行 ●高崎市・榛名町合併協議会での協議結果を踏まえ、高崎市・榛名町合併協定調印式を開催
平成18年 5月12日	高崎市、榛名町臨時議会で合併関連議案を可決
平成18年 5月15日	群馬県知事へ合併の申請
平成18年 6月13日	群馬県議会の議決
平成18年 6月14日	群馬県知事の決定、総務大臣への届出
平成18年 6月22日	群馬県知事が両市町長に廃置分合(合併)の決定書を交付



群馬県知事に合併の申請



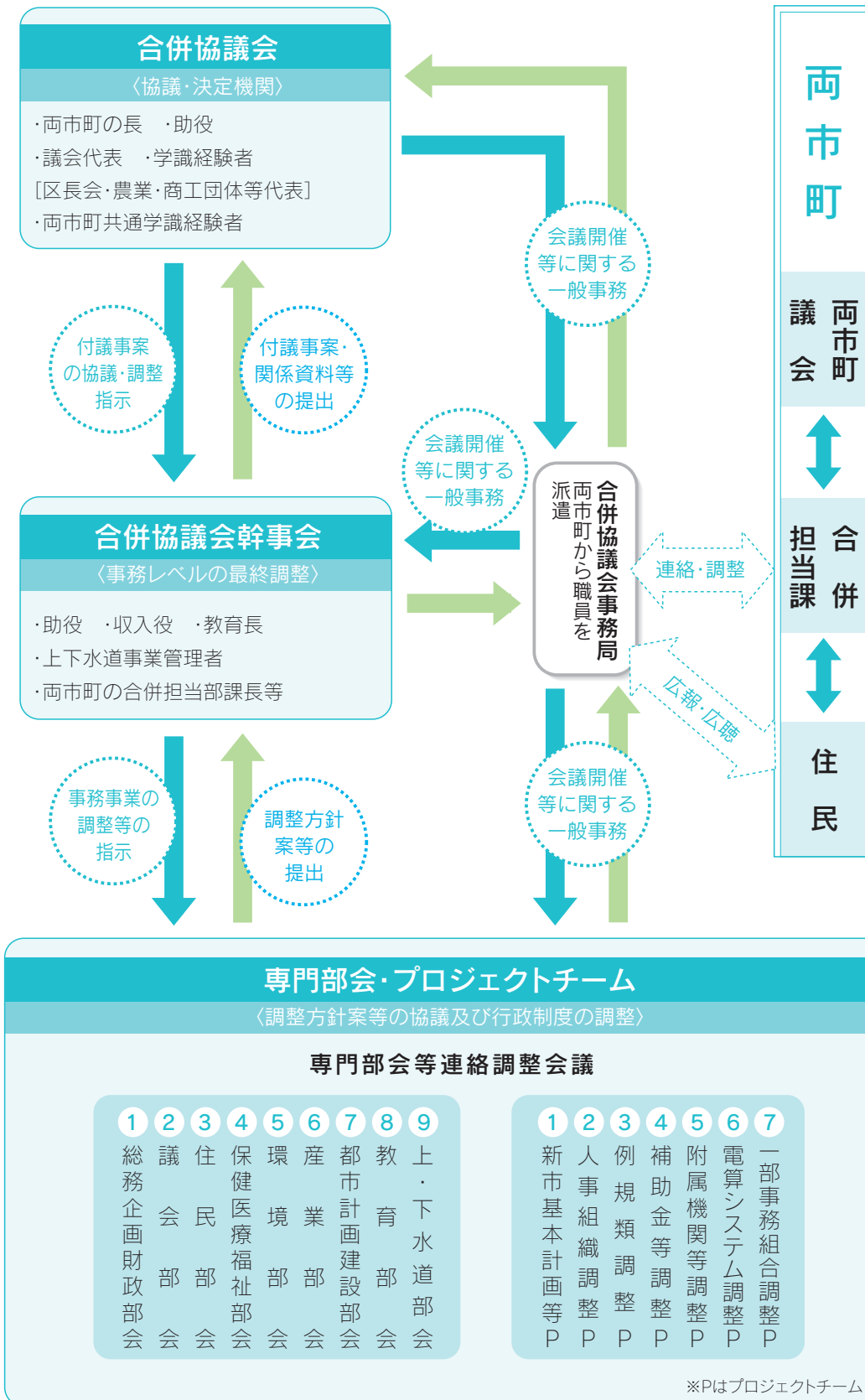
群馬県知事が合併決定書を交付

今後の予定

期 日	取 組 内 容
平成18年 7月上旬	総務大臣による官報告示
平成18年10月 1日	「新高崎市」誕生



2. 合併協議会の組織体系図



3. 合併協議会委員等名簿

平成18年2月8日現在[合併協議会設立時](敬称略)

役職名	委員区分	職(選出市町名)	氏名	備考
会長		高崎市長	松浦 幸雄	
副会長	1号委員(会長以外の長)	榛名町長	富澤 素行	
委員	2号委員(助役)	高崎市	座間 愛知	助役
		榛名町	中島 忠文	助役
	3号委員(議会議員)	高崎市議会議員	吉井 照雄	議長
			柴田 正夫	副議長
			柴田 和正	合併特別委員会委員長
			丸山 和久	合併特別委員会副委員長
		榛名町議会議員	飯島 敏明	議長
			高橋 弘	合併対策特別委員会委員長
			渡辺 久雄	合併対策特別委員会副委員長
			岡田 豊治	議会議員
	4号委員(学識経験者)	高崎市	松本 源治	高崎市市長会長
			田口佐知雄	高崎市農業委員会会長
			横田 英一	高崎商工会議所会頭
			中村 六郎	元高崎市助役
			三村 治	高崎市小中学校PTA連合会副会長
		榛名町	清水 敏弘	榛名町区長会代表
			中里見昭夫	榛名町農業委員会代表
			中島 正三	榛名町商工会長
			富澤 健一	榛名町教育委員
			清水 昭子	群馬県農村生活アドバイザー連絡協議会副会長
5号委員 (両市町共通の学識経験者)	行政	廣瀬 玉雄	元群馬県企業管理者	
	教育	村山 元展	高崎経済大学教授	
	経済	中島 美春	群馬県経営者協会高崎地区幹事長	
監査委員	高崎市	前田 茂	高崎市代表監査委員	
	榛名町	富岡 大吉	榛名町代表監査委員	

人が元気・人が輝く、自然と歴史と文化が
調和する交流拠点都市 たかさき

新市基本計画

平成18年度～平成27年度

発行責任者 / 高崎市・榛名町合併協議会

編集 / 高崎市・榛名町合併協議会事務局

発行日 / 平成18年6月

制作・印刷 / 芹沢印刷工業株式会社

